

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【事業年度】 第102期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石 田 建 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 佐々木 英人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 佐々木 英人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

連結会計年度	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日 (平成22年 3月期)	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日 (平成23年 3月期)	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日 (平成24年 3月期)	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日 (平成25年 3月期)	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日 (平成26年 3月期)
営業収益 (百万円)	58,500	52,402	52,631	67,854	90,547
純営業収益 (百万円)	57,110	50,785	50,756	65,954	88,682
経常利益 (百万円)	12,008	4,806	5,077	17,320	33,405
当期純利益 (百万円)	7,160	4,318	2,545	11,273	23,243
包括利益 (百万円)		3,480	2,348	13,926	24,923
純資産額 (百万円)	114,126	113,015	110,259	122,397	142,929
総資産額 (百万円)	664,766	664,376	641,216	630,061	617,270
1株当たり純資産額 (円)	406.92	407.26	416.51	461.12	528.26
1株当たり当期純利益 (円)	26.33	15.50	9.45	42.74	87.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)				42.66	87.21
自己資本比率 (%)	17.1	17.0	17.1	19.4	22.8
自己資本利益率 (%)	6.6	3.8	2.3	9.7	17.7
株価収益率 (倍)	14.8	18.3	32.7	16.0	9.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,713	33,400	43,135	79,020	14,701
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,879	3,498	1,469	1,767	5,452
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,275	39,452	26,304	75,863	1,864
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	62,521	61,725	43,330	48,491	39,141
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	2,335 [382]	2,286 [349]	2,253 [329]	2,178 [305]	2,214 [345]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 平成22年3月期、平成23年3月期及び平成24年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (百万円)	2,553	7,632	3,749	3,902	9,454
経常利益 (百万円)	871	6,343	2,430	1,893	6,954
当期純利益 (百万円)	227	5,582	1,569	1,624	7,296
資本金 (百万円)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
発行済株式総数 (株)	280,582,115	280,582,115	280,582,115	280,582,115	280,582,115
純資産額 (百万円)	103,999	104,326	100,611	102,787	103,386
総資産額 (百万円)	116,300	112,892	118,527	127,666	145,435
1株当たり純資産額 (円)	371.81	376.92	381.10	388.23	388.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	15.00 (6.00)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	16.00 (4.00)	32.00 (18.00)
1株当たり当期純利益 (円)	0.84	20.03	5.83	6.16	27.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)				6.15	27.38
自己資本比率 (%)	89.4	92.4	84.8	80.4	71.0
自己資本利益率 (%)	0.2	5.4	1.5	1.6	7.1
株価収益率 (倍)	464.3	14.2	53.0	110.9	31.5
配当性向 (%)	1,785.7	39.9	137.2	259.7	116.3
株主資本配当率 (%)	4.0	2.1	2.1	4.2	8.4
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	57 [4]	64 [5]	65 [5]	73 [3]	59 [4]

- (注) 1 第98期の1株当たり配当額15円は、普通配当12円及び特別配当3円の合計額であります。
- 2 従業員数は、就業人員数を記載しております。なお、第102期より、執行役員を含めておりません。
- 3 第98期、第99期及び第100期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、「企業の概況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和4年6月	株式会社高山商店設立。
昭和5年8月	東京株式取引所一般取引員の免許取得。
昭和19年4月	日本証券取引所取引員の免許取得。
昭和22年1月	商号を六鹿証券株式会社に変更。
昭和23年9月	証券取引法による証券業者登録。
昭和24年4月	東京・大阪両証券取引所正会員登録。
昭和36年4月	小山証券株式会社と合併。福岡証券取引所正会員登録。
昭和39年10月	株式会社六鹿商店と合併。
昭和43年4月	証券取引法の改正による証券会社の免許制移行に伴う証券業の免許取得。
昭和44年12月	商号を東京証券株式会社に変更。
昭和56年10月	遠山証券株式会社及び日興證券投資信託販売株式会社と合併。名古屋証券取引所正会員登録。
昭和59年10月	扶桑証券株式会社と合併。札幌証券取引所正会員登録。
昭和62年6月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第二部上場。
平成元年3月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第一部に指定替。
平成2年3月	名古屋証券取引所第一部上場。
平成10年12月	証券取引法の改正による証券会社の登録制移行に伴う証券業の登録。
平成12年10月	東海丸万証券株式会社と合併。商号を東海東京証券株式会社に変更。 東海丸万証券株式会社との合併に伴い、株式会社東海東京調査センター(現・連結子会社)、東海東京証券香港(現・連結子会社)、宇都宮証券株式会社(現・連結子会社)、東海東京サービス株式会社(現・連結子会社)、株式会社東海東京投資顧問が関係会社となる。
平成17年7月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(現・東海東京アセットマネジメント 連結子会社)設立。
平成17年12月	金融先物取引法による金融先物取引業の登録。
平成18年4月	東海東京インベストメント株式会社(現・連結子会社)設立。
平成19年1月	東海東京証券ヨーロッパ(現・連結子会社)設立。
平成19年6月	東海東京SWPコンサルティング株式会社(現・連結子会社)設立。
平成19年7月	ワイエム証券株式会社(現・持分法適用関連会社)を株式会社山口フィナンシャルグループとの共同出資により設立。
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録。
平成20年2月	東海東京証券アメリカ(現・連結子会社)設立。
平成20年4月	広島支店及び下関支店を会社分割の方法によりワイエム証券株式会社に分割。
平成20年5月	浜銀TT証券準備株式会社(現・浜銀TT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成20年7月	東海東京ビジネスサービス株式会社(現・連結子会社)設立。
平成20年10月	東海東京証券分割準備株式会社(現・東海東京証券株式会社 連結子会社)設立。
平成20年11月	二俣川支店、港南台支店、横須賀支店、大船支店、相模原支店、茅ヶ崎支店を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社に分割。 浜銀TT証券株式会社を株式会社横浜銀行との合併会社に変更。
平成21年4月	金融商品取引業等を東海東京証券分割準備株式会社に会社分割の方法により分割し、持株会社体制に移行。商号を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社に変更。 東海東京証券分割準備株式会社が商号を東海東京証券株式会社に変更。
平成21年9月	西日本シティTT証券準備株式会社(現・西日本シティTT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成22年1月	トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社の全株式を取得。
平成22年4月	東海東京証券株式会社が本店を名古屋市に移転。 東海東京証券株式会社(存続会社)とトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社が合併。

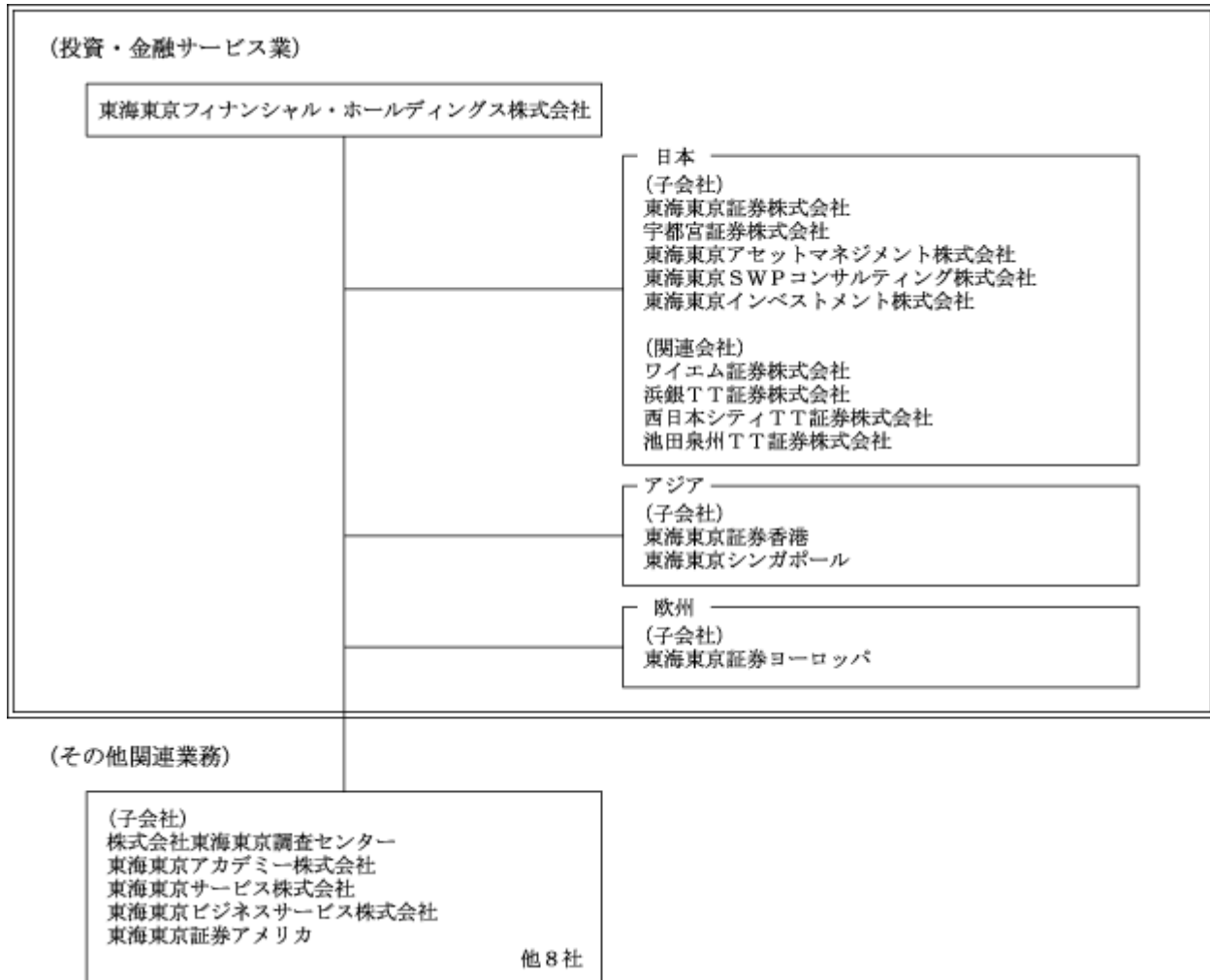
年月	沿革
平成22年 5月	東海東京証券株式会社が福岡支店を会社分割の方法により西日本シティ T T 証券株式会社に分割。 西日本シティ T T 証券株式会社を株式会社西日本シティ銀行との合併会社に変更。
平成23年 1月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(存続会社)と株式会社東海東京投資顧問が合併し、商号を東海東京アセットマネジメント株式会社に変更。
平成23年 3月	東海東京シンガポール(現・連結子会社)設立。 東海東京アカデミー株式会社(現・連結子会社)設立。
平成24年 9月	東海東京証券株式会社が横浜支店を会社分割の方法により浜銀 T T 証券株式会社に分割。
平成25年 1月	池田泉州 T T 証券準備株式会社(現・池田泉州 T T 証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成25年 9月	東海東京証券株式会社が神戸支店を会社分割の方法により池田泉州 T T 証券株式会社に分割。 池田泉州 T T 証券株式会社を株式会社池田泉州ホールディングスとの合併会社に変更。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社21社及び関連会社4社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務を営んでおり、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

当社グループの事業系統図



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
東海東京証券株式会社 (注)3、8	名古屋市市中村区	6,000	金融商品取引業	100		経営指導・管理 資金の貸付 債務被保証 店舗等の賃借 役員の兼任 6名
宇都宮証券株式会社	栃木県宇都宮市	301	金融商品取引業	92		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 2名
東海東京アセットマネジメン ト株式会社	東京都中央区	50	金融商品取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 2名
東海東京SWPコンサルティ ング株式会社	名古屋市市中村区	250	金融商品取引 業、コンサル ティング業	85		経営指導・管理 役員の兼任 なし
東海東京インベストメント 株式会社	東京都中央区	300	ベンチャーキャ ピタル、有価証 券の運用	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 2名
株式会社東海東京調査センター	名古屋市東区	50	情報サービス業	100		経営指導・管理 役員の兼任 2名
東海東京アカデミー株式会社	東京都中央区	50	教育・研修業	100		経営指導・管理 役員の兼任 2名
東海東京サービス株式会社	名古屋市千種区	30	不動産の賃貸・ 管理、事務代行 業務	100		経営指導・管理 事務委託 資金の貸付 役員の兼任 1名
東海東京ビジネスサービス 株式会社	東京都中央区	50	証券会社のバック オフィス業務 の受託	80		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 1名
東海東京証券香港	中国 香港	千 香港ドル 50,000	証券業	100		債務保証 役員の兼任 1名
東海東京証券ヨーロッパ	英国 ロンドン市	千 英ポンド 3,000	証券業	100		社債の被引受 役員の兼任 1名
東海東京証券アメリカ	米国 ニューヨーク市	千 米ドル 200	情報サービス業	100		役員の兼任 1名
東海東京シンガポール	シンガポール	千 シンガポ ールドル 5,000	情報サービス 業、資産運用業	100		調査の委託 役員の兼任 1名
TTI中部ベンチャー1号 投資事業有限責任組合	東京都中央区	900	投資事業組合	100 (2)		役員の兼任 なし
バリューアップ 投資事業有限責任組合(注)5	東京都中央区	10	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
TTAMレジデンス合同会社 (注)9	東京都千代田区	958	信託受益権の売 買、保有、処分 及び管理	100 (100)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	3,869	会社型投資信託	100 (100)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited (注)3	英国領 ケイマン諸島	3,869	会社型投資信託	100 (100)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Fund Limited(注)3、6	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 60,000	会社型投資信託	83 (83)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Master Fund Limited (注)3、6	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 58,860	会社型投資信託	83 (83)		役員の兼任 なし

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(持分法適用関連会社) ワイエム証券株式会社	山口県下関市	1,270	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
浜銀ＴＴ証券株式会社	横浜市西区	3,307	金融商品取引業	40		役員の兼任 1名
西日本シティＴＴ証券 株式会社	福岡市博多区	1,575	金融商品取引業	40		役員の兼任 1名
池田泉州ＴＴ証券 株式会社(注)7	大阪市北区	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし

- (注) 1 上記の会社は有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。
- 2 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。
- 3 東海東京証券株式会社、Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited、Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited、Asia-Pacific Rising Fund Limited及びAsia-Pacific Rising Master Fund Limitedは、特定子会社に該当しております。
- 4 前連結会計年度末において特定子会社であったTokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited及びTokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limitedは、平成25年5月に全額解約し、平成25年11月に清算終了しております。
- 5 バリュースアップ投資事業有限責任組合は、平成26年2月に出資しております。
- 6 Asia-Pacific Rising Fund Limited及びAsia-Pacific Rising Master Fund Limitedは、平成25年5月に設立しております。
- 7 池田泉州ＴＴ証券株式会社(旧 池田泉州ＴＴ証券準備株式会社)は、平成25年9月に株式会社池田泉州ホールディングスの出資により、連結子会社から持分法適用関連会社となっております。
- 8 東海東京証券株式会社については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	86,086百万円
(2) 純営業収益	83,314百万円
(3) 経常利益	29,567百万円
(4) 当期純利益	18,831百万円
(5) 純資産額	85,824百万円
(6) 総資産額	575,757百万円

- 9 ＴＴＡＭレジデンス合同会社は、平成26年5月に解散しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
連結会社合計	2,214[345]

- (注) 1 連結会社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員(連結会社から連結会社外への出向者を除き、連結会社外から連結会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 上記のほか歩合外務員の平成26年3月31日現在の人員は24名であります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
59[4]	45歳5ヶ月	2年5ヶ月	9,833,713

- (注) 1 当社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 当事業年度より、従業員数には執行役員(当事業年度末6名)を含めておりません。
- 4 上記のほか東海東京証券株式会社との兼務者が54人おります。
- 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 6 平成26年4月1日付で東海東京証券株式会社全従業員が当社に転籍いたしました。

(3) 労働組合の状況

平成26年3月31日現在、東海東京証券社員組合(組合員1,214名)があり、結成以来何等の紛争もなく安定した労使関係が継続しております。なお、上部団体には所属しておりません。

なお、当組合は平成26年4月1日の転籍に伴い、「東海東京フィナンシャル・ホールディングス社員組合」へと改称いたしました。

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)のわが国経済は、アベノミクスの効果もあり円安と株高が進行し、企業収益の改善、高額品の販売好調、公共投資の増加等を通じて緩やかに回復しました。また、9月に平成32年(2020年)の夏季五輪開催地に東京が選出されたことや、平成39年(2027年)のリニア中央新幹線の品川・名古屋間の開業について概要が発表されたこと等、長期大型プロジェクトの浮上が景気のマインド向上に寄与しました。

海外経済は、緩やかながらも総じて拡大が続きました。米国の景気は、拡大の続いていた量的緩和が本年1月から縮小されましたが、依然として堅調を維持しました。欧州の景気は、イタリア等の債務国で底入れしたほか、ドイツ・フランス・イギリスが先導する形で回復し始めました。アジアの景気は、中国が近年の成長最優先主義を改め、格差問題、環境問題、影の銀行問題等をより重視したことで、拡大のピッチがやや鈍化しました。一方、東南アジアは、内需を中心に拡大のピッチを維持しました。

株式市場では、日経平均株価は4月に12,300円台で始まった後、アベノミクスの「三本の矢」の一つである日銀の異次元緩和の発表を好感し、5月に一時15,900円台の高値をつけましたが、過熱感等から6月に一時12,400円台まで急反落しました。その後、上昇に転じましたが、米国の量的緩和の縮小懸念、成長戦略の具体策欠如、年末の証券優遇税制廃止を見据えた株式の売却等が重しになり、14,000円を中心にしたもみ合いが続きました。秋口から年末にかけては、法人税率の引き下げの検討、雇用重視派のイエレンFRB副議長の次期議長昇格決定、1ドル100円台の定着等から株価は再び上昇し、12月末に一時16,300円台の高値をつけました。しかし、年明け後の日経平均株価は、米国の量的緩和の縮小、中国の景気減速懸念、ウクライナ問題等から反落し、本年3月末は14,827円で取引を終えました。年度を通した東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆6,630億円と、前年度の1兆4,718億円を大きく上回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年国債利回りが4月に0.5%台で始まった後、異次元緩和によって日銀が国債を大量に買入れるとの見方から急低下(価格は上昇)し、4月5日には一時0.315%の過去最低金利を記録しました。しかし、円安と株高による景気回復観測や、2%という政府・日銀の物価上昇率目標が意識されたこと等により、同利回りは5月に一時1.000%まで上昇(価格は低下)しました。その後、日銀による国債買入れや貸出しの伸び悩み等によって民間銀行の余剰資金が増加し、これが国債の買いにつながったことから、同利回りは徐々に低下し、本年3月末は0.640%で取引を終えました。

当社グループの中核である東海東京証券株式会社では、経営計画「Ambitious 5 (アンビシャス ファイブ)」に基づく戦略の一環として、ウェルスマネジメント機能の強化に努めてまいりました。4月に設置したウェルスマネジメント本部において、名南コンサルティングネットワークとの連携のもと、9月より本社にあるミッドランド・プレミアサロンにおいて富裕層向け税務・法務等の専門家の紹介・相談サービス「プレミア・コンサルティング・デスク」を開始しました。また、10月には同本部において、開業医・医療法人に対する資産運用、事業承継、タックス・プランニング等のソリューションを提供する専門部署として「プレミアメディカル部」を設置するなど、お客様の幅広いニーズへの対応力のさらなる向上に努めております。

一方、将来に向けての資産形成を目指すお客様の利便性向上を図るため、9月にはカスタマーサポートセンターを岐阜に加えて東京にも設置したほか、11月より、電話とインターネットに限定した取引でも投資の相談ができる「ダイレクト口座」を設け、また、1月より従来の携帯電話での取引に加え、スマートフォンでの取引ができるようサービスを一層充実させております。なお、ホームページ上においては、お客様の現状の資産を分析し、資産配分の見直しやサポートを行うツールとして「ライフプランシミュレーション」等を提供しております。

少額投資非課税制度(NISA)の浸透に向けては、お客様の投資目的・投資対象にあわせた商品ラインアップを取り揃えるとともに、口座開設時のキャンペーンに加え、平成26年の1年間、NISA口座における国内株式及び国内公募株式投資信託の買付手数料を無料とするキャンペーンを実施しております(本年3月まではキャッシュバックにより実質無料とし、4月からは手数料を無料としております)。また、働く女性を主な対象とした、独自の投資情報サイト「乙女のお財布」の名称を使用したイベントやセミナーを開催し、本年4月には「女性のはじめての投資をガイドするサイト」をキャッチコピーに同サイトのリニューアルを行うなど、女性のお客様との取引拡大にも注力しております。さらに、1月、投資に関する情報発信基地として東京本部に開設した「東海東京フィナンシャル・ギャラリー」では、最新の投資情報やマーケット情報が視聴できるほか、各種サービスを体感できるコーナー等を設置しております。

また、重点営業エリアの一つと位置付けている愛知県東三河地区において、本年2月に「豊橋支店田原営業所」を開設しました。さらに、本年4月1日付で、戦略的地域展開の一層の強化を図り、中部地域の基盤を確固たるものとするため、中部地域本部を中部第一地域本部と中部第二地域本部に分割したほか、法人営業の専門性や連携強化のため法人営業本部を設置するなど、さらなる収益・基盤の拡大に注力しております。

一方、高齢のお客様への勧誘につきましては、日本証券業協会のガイドラインに則って厳密な社内ルールを制定し、この徹底を図るとともに遵守状況をモニタリングしております。

当社グループでは、「Ambitious 5」に基づくアライアンス戦略の一環として、当社と株式会社池田泉州ホールディングスとの合併会社である池田泉州T T証券株式会社(当社出資比率40%)が9月に営業を開始しました。

当社と株式会社横浜銀行との合併会社である浜銀T T証券株式会社につきましては、同行との連携を強化するため、9月に当社が保有する浜銀T T証券株式会社の株式の一部を同行へ譲渡し、当社の出資比率は49%から40%へ変更となりました。

また、当社と株式会社西日本シティ銀行との合併会社である西日本シティT T証券株式会社では5月に宮崎支店を、当社と株式会社山口フィナンシャルグループとの合併会社であるワイエム証券株式会社では9月に柳井支店を新設し、それぞれネットワークの強化を図りました。

海外のアライアンスにつきましては、当社は9月、商品・サービスの拡充を目的に、フィリピンの大手投資銀行であるファースト・メトロ・インベストメント・コーポレーションと、本邦の証券会社グループとしては初の業務提携を行いました。また、香港最大の独立系地場銀行である東亜銀行との業務提携のもと、香港、日本その他の地域における相互のお客様の紹介や金融サービスの提供、金融・市場情報の交換を開始しました。さらに、12月には、傘下に証券会社、商業銀行、信託銀行等を擁する米国の総合金融サービス・グループであり、米国株式のリサーチに定評があるスティーフル・フィナンシャル・コープと業務提携し、当社グループのお客様へ米国株式のリサーチ・レポート等の情報、サービスの提供を行っております。

アライアンス戦略のほか、当社グループでは、これまで培った証券ビジネスに必要なインフラ、機能、商品等を提供するプラットフォームビジネスを本格化させ、多数の証券会社へ外国株式や外貨建債券・仕組債等の商品、投資情報や教育等のサービスを提供するなど着実に成果を上げております。

このほか、当社グループでは、ダイバーシティ(女性の登用、多様なバックグラウンドを持つ人材の活用)の推進への取り組みの一環として、育児休業期間及び育児短時間勤務期間を延長したほか、介護や育児等やむを得ない事情で退職した人材を対象に再雇用の機会を創出する「キャリアブリッジ制度」の導入等、女性にとって働きやすい環境の整備に努めております。

また、業容・時代の変化に対応し、専門性、多様性等を重視した人事制度改革に取り組み、平成26年度中の導入を予定しております。

なお、当社では、本年4月1日をもって、持株会社を中心としたより効率的なグループ運営を目的に、東海東京証券株式会社従業員の当社への転籍を実施しました。

また、同日付での機構改革で、総合リスク管理グループを新設し、当社グループの統合的なリスク管理機能・態勢を強化しております。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

連結会計年度	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	委託手数料	9,859	39	96		9,995
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	473	246			720
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	1	9	19,752		19,763
	その他の受入手数料	402	14	4,331	1,432	6,180
	合計	10,736	310	24,180	1,432	36,659
当連結会計年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	委託手数料	25,671	35	593	0	26,301
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	614	306			921
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	6	56	21,087		21,149
	その他の受入手数料	162	17	4,807	1,580	6,567
	合計	26,454	416	26,487	1,580	54,939

当連結会計年度の受入手数料の合計は549億39百万円(前年度比149.9%)を計上いたしました。

委託手数料

当社子会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は64億35百万株(同172.0%)、株式委託売買金額は4兆5,276億円(同256.7%)と増加いたしました。この結果、当社グループの株式委託手数料は256億71百万円(同260.4%)を計上し、委託手数料全体では263億1百万円(同263.1%)を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は新規公開及び既公開企業の公募・売出しの引受件数の増加により6億14百万円(同129.8%)を計上いたしました。また、債券は3億6百万円(同124.2%)を計上し、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では9億21百万円(同127.9%)を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

投資信託は、新規に販売したシェール関連株式に投資するファンドや、欧州のハイ・イールド債に投資するファンド、新興国の債券に投資する通貨選択型ファンド等の販売が好調であったことと、前年度に引き続き米国REITに投資するファンド等の堅調な販売により210億87百万円(同106.8%)を計上し、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では211億49百万円(同107.0%)を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は48億7百万円(同111.0%)を計上いたしました。保険の取扱手数料7億93百万円(同121.6%)等を加えたその他の受入手数料全体では65億67百万円(同106.3%)を計上いたしました。

(トレーディング損益)

連結会計年度	前連結会計年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日			当連結会計年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	6,131	1,811	7,943	8,558	1,926	10,484
債券・為替等トレーディング損益	20,364	5	20,358	22,275	15	22,291
合計	26,495	1,805	28,301	30,833	1,942	32,775

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は、主に米国株式を中心とした外国株式の売買により104億84百万円(前年度比132.0%)の利益の計上となりました。一方、外債建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等ト

レーディング損益は222億91百万円(同109.5%)の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は327億75百万円(同115.8%)の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当連結会計年度の金融収益は28億31百万円(前年度比97.9%)となりました。一方、金融費用は18億65百万円(同98.2%)となり、差引の金融収支は9億66百万円(同97.4%)の利益を計上いたしました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、取引関係費が取引量の増加に伴う支払手数料や広告宣伝費の増加等から131億22百万円(前年度比144.1%)となりました。人件費は業績連動による賞与の増加等から289億71百万円(同110.6%)となりました。また、事務費は取引量の増加に伴いシステムのランニングコスト等が増加したことにより61億37百万円(同119.4%)となりました。一方、減価償却費については前年度12月に大型投資の償却期間が終了したこともあり19億41百万円(同78.7%)となりました。この結果、販売費及び一般管理費は584億34百万円(同115.2%)となりました。

(営業外損益)

当連結会計年度の主な営業外損益は、持分法による投資利益が合併証券の好調な業績を受けて17億8百万円(前年度比203.9%)、受取家賃7億77百万円(同83.5%)及び受取配当金3億84百万円(同123.2%)を営業外収益に計上いたしました。

(特別損益)

当連結会計年度の主な特別損益は、池田泉州TT証券株式会社の第三者割当増資に伴う当社持分比率の低下による持分変動利益8億94百万円、当社が保有する浜銀TT証券株式会社の株式の一部売却による関係会社株式売却益3億34百万円をそれぞれ計上したほか、子会社が保有する不動産物件の売却による固定資産売却益5億55百万円、投資有価証券売却益2億75百万円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は905億47百万円(前年度比133.4%)、純営業収益は886億82百万円(同134.5%)となり、営業利益302億48百万円(同198.3%)、経常利益334億5百万円(同192.9%)を計上し、法人税等を差し引いた当期純利益は232億43百万円(同206.2%)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、147億1百万円の支出(前連結会計年度は790億20百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が353億7百万円の黒字となり、有価証券担保貸付金が510億92百万円減少しそれぞれ収入となる一方で、トレーディング商品(資産)が207億57百万円増加し、トレーディング商品(負債)が173億62百万円減少し、信用取引資産が177億34百万円増加し、有価証券担保借入金が337億40百万円減少しそれぞれ支出となったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、54億52百万円の収入(前連結会計年度は17億67百万円の収入)となりました。これは主に、子会社が保有する不動産物件の売却に伴う投資不動産の売却による収入48億92百万円、浜銀TT証券株式会社の株式の一部売却に伴う関係会社株式の売却による収入10億50百万円等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、18億64百万円の収入(前連結会計年度は758億63百万円の支出)となりました。これは主に、社債の発行・償還の純額の増加により210億57百万円の収入となる一方で、短期借入金の純額の減少による99億55百万円の支出、配当金の支払額79億41百万円等によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は68億78百万円減少し、連結範囲の変更に伴い現金及び現金同等物が24億72百万円減少したため当連結会計年度末の残高は391億41百万円となりました。

なお、当社グループは金融機関との間に、総額380億円(平成26年3月31日現在)のコミットメントライン契約を締結しております。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング商品

トレーディング商品の残高は次のとおりです。

区分		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	200,738	222,695
	株券 (百万円)	6,647	27,538
	債券 (百万円)	177,888	170,379
	受益証券 (百万円)	16,124	24,776
	その他 (百万円)	76	
	デリバティブ取引 (百万円)	2,663	1,463
合計 (百万円)		203,401	224,158
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	87,628	71,969
	株券 (百万円)	4,646	4,735
	債券 (百万円)	82,981	67,234
	受益証券 (百万円)	0	
	デリバティブ取引 (百万円)	6,327	4,623
合計 (百万円)		93,955	76,593

トレーディング業務のリスク管理

トレーディング業務のリスク管理の状況については「第5経理の状況」の「1 連結財務諸表等」の注記事項(金融商品関係)に記載しております。

なお、「事業の状況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【対処すべき課題】

・経営計画「Ambitious 5」(平成24年4月～平成29年3月)

当社グループでは、平成24年4月より経営計画「Ambitious 5」をスタートさせましたが、3年目である平成26年度は重要なステージと位置付けております。

事業環境が変化していく中、その基本理念は堅持しつつ、お客様の利便性を高める新たな機能の取り込みやグローバルネットワークの拡充等を図り、独自性ある総合金融グループとして、「Leading Player in ASIA(リーディングプレイヤー イン アジア)」を目指してまいります。

Community & the Middle
(戦略的地域・顧客への特化) : 各地域の特性にあった営業戦略を立案し、基盤拡大につなげるとともに、ホームマーケットである中部地区での圧倒的な存在感・ブランドの確立を目指します。また、ザ・クラス(富裕層)、ザ・ミドル(中堅法人、オーナー)、さらに、成熟層(一定の金融資産を蓄積して、運用ニーズの強い層)、資産形成層(将来に向けて資産を形成していく層)を含めたセグメント戦略を推進いたします。また、それぞれのお客様に対応した、最適な商品・サービスを提供することにより、カスタマーロイヤルティの向上とお客様の開拓・拡大に注力いたします。

Alliance & Platform
(事業基盤の積極拡大) : これまでのアライアンス戦略で培ったプラットフォーム(証券ビジネスに必要なインフラや機能等)をさらに拡大・充実させ、新たなアライアンス先との合併会社、同業他社等に提供するほか、様々な機能を取込み、独自性ある総合金融グループへ向けて、グループ全体の基盤と収益の拡大を図ります。また、成長著しいアジアを中心とした海外ネットワーク構築とICT戦略の推進によるプラットフォームの機能強化を図ります。

Expertise
(専門的ノウハウ) : 相続、事業承継等、お客様の課題解決につながる提案力の強化や、営業員のスキルアップを図ります。また、運用機能を強化しながら独自商品の開発力を向上させ、商品の競争力を一段と強化すると同時に、ネット機能の充実を図りお客様の利便性を高めます。さらに、強みである債券引受・販売ビジネスをより強化するとともに、グローバルネットワークの一層の拡充により情報・サービスの質・量を高め、海外投資家の開拓にも注力いたします。

Humanity
(人間味溢れる企業) : チームワークを重視した新たな体制(チーム制、チーム評価制度)を導入するほか、ダイバーシティ(女性の登用、多様なバックグラウンドを持つ人材の活用)を推進することにより、多様な価値観、ライフスタイルを尊重する人間味溢れる企業風土を醸成いたします。さらに、業容の多様化に伴い、それぞれの分野で専門性の高い人材を育成・登用するとともに、社員個人が自立して個性を磨き、伸ばすための環境整備・研修支援等を強力にバックアップし、個々の成長した能力を最大限活かします。

Risk Management
(危機対応力の強化) : リスク管理、危機管理、コンプライアンス態勢、ガバナンス、財務基盤をさらに強化することで、様々なリスクに対応できる体制を整備いたします。

平成25年度の主な取り組みにつきましては、前記「1 業績等の概要 (1)業績」にも記載のとおりですが、引き続き、「Ambitious 5」を推進することにより、一層の企業価値の向上に努めてまいります。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(2)において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成24年度より経営計画「Ambitious 5」を推進しております。さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べているなど、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第101期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わないなど、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用していません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

- (3) 本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間(第101期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第101期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの経営成績及び財政状態の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事業等のリスクは、以下のとおりであります。なお、現時点では確認できていないリスクや現在は重要でないと考えられるリスクも当社グループの経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。

(1) 経済情勢及び市場変動に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、株価、金利及び為替市況等の変動並びに景気後退などの国内外の経済情勢の影響を受けやすく、投資需要の減少等による手数料収入の減少やトレーディング損益の変動等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、お客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、市場の混乱等による急激な市況変動や金利変動等により金融資産の価値が変動した場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、その業務の種類に応じて法令・諸規則の規制を受けております。国内の金融商品取引業者は、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令により登録規制、顧客勧誘規制、顧客取引規制及び自己売買規制その他の金融商品取引業者としての行為について規制されており、万が一、抵触した場合には業務停止等の行政処分を受ける可能性があります。

また、東海東京証券株式会社を含む第一種金融商品取引業者は、これらの法令により所定の自己資本規制比率を維持することが求められており、万が一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には業務停止等を命じられる可能性により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争状況に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、近年の大幅な規制の緩和等により、競争が激化する一方で、取扱商品の多様化が進んできております。このような状況のなかで、将来、より強力な競合先の出現等で従来と変わらぬ競争力を維持できない場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先または発行体の信用力悪化に伴うリスクについて

当社グループは、自己の計算において金融資産を保有しているほか、取引先との提携・友好関係の維持・構築を目的とした株式等の保有やお客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また、保有する有価証券の発行体が信用状況を著しく悪化させた場合には、元本の毀損による損失や利払いの遅延等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達環境の悪化に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、大量の有価証券を保有するために多額の資金を必要とすることから、適切な流動性を確保し、財務の安全性を維持することが必要となります。しかしながら、市場環境の激変、クレジット・クランチ、銀行の貸出余力の低下、格付会社による当社及び東海東京証券株式会社の信用格付の低下、当社グループの業績に対する不透明感等が生じた場合は、必要資金の確保に際し、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業にはコンピュータシステムは必要不可欠の設備であるため、業務上使用するコンピュータシステムや回線において、プログラム障害、外部からの不正アクセス、災害や停電等が原因となる障害が発生した場合、その規模によっては当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、社会的信用の低下による取引の減少等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) オペレーショナルリスクについて

当社グループは、多様な業務を行うことに伴い、日々膨大な事務処理が発生しており、役職員が正確な事務処理を怠ること、及び事務管理上又は事務処理上のミス、事故又は不正等による損失の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、法令違反があった場合は、監督官庁から業務停止等の行政処分を課される可能性もあり、社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、多くの顧客等の個人情報、取引先等の重要な営業情報及び当社グループ自身の重要情報を保有しており、不正な手段や過失等により顧客等の個人情報及び当社グループの営業情報等が流出した場合は、当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、損害賠償の請求や社会的信用の低下により取引が減少するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等に関するリスクについて

当社グループの主たる子会社である東海東京証券株式会社の営業店舗網及び営業基盤は、東海地区及び関東地区を主力としており、これら地区の市民生活やインフラに重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の各地の活動拠点には多くの役社員が業務に従事しており、地震・台風等の大規模な自然災害の発生、これらの事象に伴う停電その他の障害の発生、又は病原性感染症の感染拡大等の場合は、当社グループの事業の縮小を余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスクについて

当社グループでは、国内外で日々様々な取引が成立しており、法令、商慣習、契約及び約款等に基づく相互の認識の違い等が生じた場合、取引先との間に損害賠償請求訴訟等が生じる可能性があります。当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材確保に係るリスクについて

当社グループは、金融商品取引業を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保に努めております。しかしながら、優秀な人材確保への競争は激しく、必要な人材の確保が困難な場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 海外事業に関するリスクについて

当社グループは、現地子会社の設置、海外の有力証券会社グループ等との提携等積極的に海外展開を図っております。展開にあたっては、弁護士等現地の専門家の助言を受けて進めておりますが、現地の法令、商慣習等に抵触した場合には、事業展開の中止、中断、縮小若しくは遅延又は社会的信用の低下等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 風評に関するリスクについて

当社グループは、顧客、取引先からの信用に大きく依存しております。そのため、憶測や必ずしも正確な事実に基づいていない風説・風評の流布に晒された場合は、その内容が正確でないにもかかわらず、当社グループの社会的信用が低下する風評被害の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) リスク管理方針や態勢に関するリスクについて

当社グループは、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しておりますが、想定外の市場の変動、リスク管理用データの過誤・陳腐化、事業内容の変貌又は法令の改正等により、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない可能性があり、それにより損失・損害等が生じる場合は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定し、市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティ、契約期間等を基に算出した現在価値により算定しております。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

概要

当連結会計年度の営業収益は前年度比33.4%増加し905億47百万円、金融費用を差し引いた純営業収益は前年度比34.5%増加し886億82百万円となりました。純営業収益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は前年度比98.3%増加し302億48百万円に、経常利益は前年度比92.9%増加し334億5百万円となり、当期純利益は前年度比106.2%増加し232億43百万円となりました。また、1株当たり当期純利益は87円68銭(前年同期は42円74銭)となりました。

営業収益

受入手数料は、前年度比49.9%増加し549億39百万円となり、商品別の受入手数料は株券が前年度比146.4%増加し264億54百万円、債券が前年度比34.1%増加し4億16百万円、受益証券が前年度比9.5%増加し264億87百万円、その他が前年度比10.3%増加し15億80百万円となりました。株券では、東証1部の1日当たり平均売買代金が前年度比80.9%増加し2兆6,630億円と大幅な増加となり、東海東京証券株式会社の株式委託売買代金も前年度比156.7%増加し4兆5,276億円となったことから、株式委託手数料は前年度比160.4%増加し256億71百万円となりました。受益証券では、投資信託の販売が前年度に引き続き堅調だったことから、受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は前年度比6.8%増加し210億87百万円となりました。

トレーディング損益は、前年度比15.8%増加し327億75百万円の利益となりました。株券等のトレーディング損益は前年度比32.0%増加し104億84百万円の利益の計上となり、債券・為替等のトレーディング損益は外貨建債券や仕組債の販売が堅調に推移したことから前年度比9.5%増加し222億91百万円の利益を計上いたしました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は前年度比15.2%増加し584億34百万円となりました。これは主に、取引量の増加に伴い取引関係費が支払手数料や広告宣伝費の増加により前年度比44.1%増加し131億22百万円となり、事務費がシステムのランニングコスト等の増加により前年度比19.4%増加し61億37百万円となったことと、人件費が業績連動による賞与の増加等により前年度比10.6%増加し289億71百万円となったことによるものです。

その他

営業外収益では、合併証券の業績が好調だったことから持分法による投資利益は前年度比103.9%増加し17億8百万円となりました。

また、特別利益に、アライアンス戦略の一環として、株式会社池田泉州ホールディングスとの合併会社として営業を開始した池田泉州TT証券株式会社の当社持分比率の低下に伴う持分変動利益8億94百万円、株式会社横浜銀行との連携を強化するため、保有する浜銀TT証券株式会社の株式の一部を同行に売却したことに伴う関係会社株式売却益3億34百万円を計上しております。

(3) 財政状態

資産の部では、流動資産のうち預託金が前年度末比40億19百万円増加し273億8百万円に、トレーディング商品が前年度末比207億57百万円増加し2,241億58百万円に、信用取引資産が前年度末比174億94百万円増加し493億12百万円に、短期差入保証金が80億8百万円増加し159億57百万円となりましたが、現金及び預金が前年度末比93億28百万円減少し395億29百万円に、有価証券担保貸付金が前年度末比510億92百万円減少し2,184億75百万円となりました。

負債の部では、流動負債のうち約定見返勘定が前年度末比86億7百万円増加し422億84百万円に、受入保証金が85億5百万円増加し139億87百万円に、1年内償還予定の社債が179億52百万円増加し241億55百万円となりましたが、トレーディング商品が前年度末比173億62百万円減少し765億93百万円に、有価証券担保借入金が前年度末比337億40百万円減少し1,199億26百万円に、短期借入金が前年度末比100億31百万円減少し1,322億96百万円となりました。

純資産の部では、利益剰余金が前年度末比153億2百万円増加し716億44百万円に、少数株主持分が前年度末比20億26百万円増加し23億62百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の総資産は前年度末比127億91百万円減少し6,172億70百万円に、負債合計は前年度末比333億23百万円減少し4,743億40百万円となり、純資産合計は前年度末比205億32百万円増加し1,429億29百万円となりました。また、当連結会計年度末の自己資本比率は22.8%(前年度末は19.4%)となり、1株当たり純資産額は528円26銭(前年度末は461円12銭)となりました。

(4) 流動性及び資金の源泉

キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度の790億20百万円のキャッシュの収入に対して147億1百万円の支出となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益、有価証券担保貸付金がそれぞれ収入となる一方で、トレーディング商品(資産)、トレーディング商品(負債)、信用取引資産、有価証券担保借入金がそれぞれ支出となったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度の17億67百万円のキャッシュの収入に対して54億52百万円の収入となりました。これは主に、子会社が保有する不動産物件の売却による収入や、浜銀T T証券株式会社の株式の一部売却による収入によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度が758億63百万円のキャッシュの支出に対して18億64百万円の収入となりました。これは主に、社債の発行残高が増加し収入となる一方で、短期借入金残高の減少や、配当金の支払による支出によるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は68億78百万円減少し、当連結会計年度末の残高は391億41百万円となりました。

資金需要

当社グループの資金需要は主に運転資金であり、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関係費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

なお、当社グループは金融機関との間に、総額380億円(平成26年3月31日現在)のコミットメントライン契約を締結しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、主に金融商品取引業関連のシステム投資に伴いソフトウェア516百万円を新規取得しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。
 (提出会社)

平成26年3月31日現在

事業所名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
本店	東京都 中央区	0			3	4	59	賃借 (注) 2

(国内子会社)

平成26年3月31日現在

会社名(店舗名)	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
東海東京証券株式会社								
本店	名古屋市 中村区	174			2,052	2,227	238	賃借
東京本部	東京都 中央区	183				183	209	賃借
東京本部別館	東京都 中央区	171				171	296	賃借
渋谷支店	東京都 渋谷区	22				22	40	賃借
名古屋支店	名古屋市 中区	45				45	89	賃借
大阪支店	大阪市 中央区	12				12	62	賃借
全店計		1,645	3,494	8,209.07	2,052	7,192	1,896	
宇都宮証券株式会社	栃木県 宇都宮市他	123	219	2,166.74	72	415	84	保有・ 賃借
東海東京サービス株式会社	名古屋市 千種区他	179	237	556.63	0	416	10	保有・ 賃借(注) 2
東海東京ビジネスサービス株式会社	東京都 中央区	0			99	100	35	賃借 (注) 2

- (注) 1 賃借物件の場合、建設工事のみを資産計上しております。
 2 東海東京証券株式会社から賃借しております。
 3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(在外子会社)

主要な設備がないため、記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

なお、「設備の状況」に記載の金額については、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成21年6月26日定時株主総会決議、平成21年8月24日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	56(注)1	56(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,000(注)1	56,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり358(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日 ～平成26年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 442 資本組入額 221(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。
 上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

第1回第2号新株予約権

平成21年6月26日定時株主総会決議、平成21年12月21日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	8(注)1	8(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1	8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり378(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年1月1日 ～平成26年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465 資本組入額 232(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
- ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
- ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
- ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
- 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
- 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

第2回新株予約権

平成22年6月29日定時株主総会決議、平成22年12月20日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	96(注)1	96(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,000(注)1	96,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり332(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年2月1日 ～平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

- 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第3回新株予約権

平成23年6月29日定時株主総会決議、平成23年9月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	176(注)1	176(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000(注)1	176,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり249(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日 ～平成28年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 302 資本組入額 151(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
- なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
- 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、自己都合による退職には契約更新の条件が折り合わず契約期間満了になる退職を含む。)

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(本新株予約権の権利行使期間の末日までとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

- 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第4回新株予約権

平成24年6月27日定時株主総会決議、平成24年8月27日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	931(注)1	931(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	931,000(注)1	931,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり275(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年10月1日 ～平成29年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 329 資本組入額 164(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職

並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、自己都合による退職には契約更新の条件が折り合わず契約期間満了になる退職を含む。)

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第5回新株予約権

平成25年6月27日定時株主総会決議、平成25年8月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	979(注)1	979(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	979,000(注)1	979,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり797(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年10月1日 ～平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 949 資本組入額 475(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
- 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
- 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。
- 5 新株予約権の取得事由
- 吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。))の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月29日	5,000,000	280,582,115		36,000		9,000

(注) 会社法第178条の規定に基づく、自己株式の消却(平成21年12月21日取締役会決議)による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		65	43	406	232	5	15,341	16,092	
所有株式数 (単元)		1,077,076	32,770	361,206	725,760	34	606,818	2,803,664	215,715
所有株式数 の割合(%)		38.42	1.17	12.88	25.89	0.00	21.64	100.00	

(注) 1 自己株式14,686,238株は「個人その他」に146,862単元、「単元未満株式の状況」に38株を含めて記載しております。

なお、自己株式14,686,238株は、株主名簿記載上の株式数であり、平成26年3月31日現在の実保有残高は14,685,238株であります。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

3 平成25年2月25日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	17,283,798	6.16
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	14,280,000	5.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	11,166,200	3.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	7,622,100	2.72
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	5,611,890	2.00
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800,000	1.71
ノーザン トラスト カンパ ニー(エイブイエフシー)アカウ ント ノン トリーテイー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	4,573,022	1.63
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.57
計		88,774,416	31.64

(注) 1 上記のほか、当社が保有しております自己株式14,685,238株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.23%)があります。

2 ジェイ・オー・ハンプロ・キャピタル・マネージメント・リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書が、平成26年5月15日付(報告義務発生日 平成26年5月8日)で関東財務局長に提出されております。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ジェイ・オー・ハンプロ・キャピタル・マネージメント・リミテッド	英国ロンドンSW1Y 6QB、ライダー・ストリート14、ライダー・コート 1階	14,713,735	5.24

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,685,200		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,681,200	2,656,812	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 215,715		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,656,812	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が38株含まれております。

3 平成25年2月25日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 - 6 - 2	14,685,200		14,685,200	5.23
計		14,685,200		14,685,200	5.23

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

また、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第97期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成21年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第1回新株予約権(平成21年8月24日取締役会決議)

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員4名、従業員13名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与15名、従業員106名、合計143名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第1回第2号新株予約権(平成21年12月21日取締役会決議)

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社の執行役員・参与3名、従業員19名、合計22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第98期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成22年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第2回新株予約権(平成22年12月20日取締役会決議)

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員7名、従業員8名及び当社子会社の取締役4名、執行役員20名、従業員144名、合計185名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第99期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成23年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第3回新株予約権(平成23年9月26日取締役会決議)

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員・参事8名、従業員9名及び当社子会社の取締役5名、執行役員・参与21名、従業員139名、合計184名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第100期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成24年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第4回新株予約権(平成24年8月27日取締役会決議)

決議年月日	平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参事22名、従業員146名、合計194名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第101期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成25年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第5回新株予約権(平成25年8月26日取締役会決議)

決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参事23名、従業員151名、合計200名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第102期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成26年6月27日開催の定時株主総会において決議されております。

決議年月日	平成26年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び子会社の社外取締役を除く取締役・使用人(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	上限1,400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から3年間
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 当社の取締役会において、それぞれの会社の連結業績への貢献度、取締役及び使用人それぞれの貢献・グループ内の報酬水準等を事前に適切に審議した上で、当社取締役会が具体的な割当者及び割当個数を決定するものとする。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人(使用人には当社又は子会社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本新株予約権を行使することはできない。
イ 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
ハ 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

4 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,149	4,271,230
当期間における取得自己株式	255	197,765

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他	1,442,274	507,158,311		
(新株予約権(ストック・オプション)の行使に基づき移転した取得自己株式)	(1,442,000)	(506,940,677)	()	()
(単元未満株式の買増請求により譲渡した取得自己株式)	(274)	(217,634)	()	()
保有自己株式数	14,685,238		14,685,493	

(注) 1 当期間における取得自己株式の処理状況には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使及び単元未満株式の買増請求による株式数は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取請求及び買増請求による増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループの主たる業務は金融商品取引業であり、金融商品取引業界の収益は市況動向による影響を大きく受けやすいことから、利益配分にあたっては、内部留保の充実に努めるとともに、配当政策といたしましては、株主の皆様に対し、安定的かつ適切な利益還元を実施することを基本方針といたしております。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当金1株につき14円とし、中間配当金18円と合わせて32円としております。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は36.5%、連結株主資本配当率は6.0%、また、当事業年度の配当性向は116.3%、株主資本配当率は8.4%となりました。

なお、今後の配当政策といたしましても、安定的かつ適切な利益還元を意識しながら、毎期の業績変化をより反映したものといたす所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年10月25日取締役会決議	4,767	18.00
平成26年6月27日定時株主総会決議	3,722	14.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	395	392	333	708	1,087
最低(円)	179	180	186	235	597

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	869	920	1,021	1,087	916	918
最低(円)	747	782	886	908	820	800

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 取締役社長 最高経営 責任者		石 田 建 昭	昭和21年 1 月 2 日生	昭和43年 4 月 株式会社東海銀行入行 平成 4 年 4 月 欧州東海銀行頭取 平成 6 年 6 月 株式会社東海銀行取締役 平成 8 年 6 月 同行常務取締役 平成10年 6 月 東海投信投資顧問株式会社取締役社長 欧州東海銀行会長 平成13年 4 月 U F J インターナショナル会長 平成14年 4 月 同社社長 平成15年 4 月 当社顧問 平成16年 5 月 当社代表取締役副社長 平成16年 6 月 当社代表取締役社長 平成17年 3 月 当社代表取締役社長 最高経営責任者 平成18年 6 月 (現任) 東海東京証券株式会社代表取締役会長 最高経営責任者CEO(現任) 平成21年 4 月	(注) 3	289,700
代表取締役 取締役 副社長	最高経営 責任者 補佐	前 村 善 美	昭和28年 1 月22日生	昭和50年 4 月 株式会社東海銀行入行 平成 6 年 2 月 同行蓮田支店長 平成 8 年 1 月 欧州東海銀行副頭取 平成13年 4 月 株式会社 U F J ホールディングス法人 企画部長 平成14年 1 月 株式会社 U F J 銀行執行役員 平成16年 5 月 同行常務執行役員 平成17年10月 当社顧問 平成18年 3 月 当社常務執行役員 リテールカンパ ニー長 平成18年 6 月 当社取締役常務執行役員 リテールカ ンパニー長 平成20年 4 月 当社取締役専務執行役員 投資銀行カ ンパニー長 平成21年 4 月 当社取締役専務執行役員 戦略事業グ ループ担任 平成22年 4 月 浜銀 T T 証券株式会社代表取締役副社 長 平成24年 4 月 当社専務執行役員 特命担当 平成24年 6 月 当社取締役専務執行役員 社長補佐 平成25年 4 月 当社取締役専務執行役員 ビジネス戦 略グループ担任 平成25年 4 月 東海東京証券株式会社副会長 最高経 営責任者CEO補佐 平成25年 6 月 当社代表取締役副社長 ビジネス戦略 グループ担任 平成25年 6 月 東海東京証券株式会社取締役副会長 最高経営責任者CEO補佐(現任) 平成26年 4 月 当社代表取締役副社長 最高経営責任 者補佐(現任)	(注) 3	80,500
取締役専務 執行役員	総合企画 グループ 担任	飯 泉 浩	昭和33年 3 月 6 日生	昭和55年 4 月 株式会社東海銀行入行 平成10年 5 月 欧州東海銀行副頭取 平成13年 8 月 株式会社東海銀行証券投資室長 平成17年 1 月 株式会社 U F J 銀行市場営業部長 平成18年 5 月 株式会社三菱東京 U F J 銀行市場営業 部長 平成19年 6 月 同行執行役員市場営業部長 平成20年 6 月 同行執行役員投資運用部長 平成22年 6 月 三菱UFJリサーチ & コンサルティング 株式会社取締役常務執行役員 平成23年 6 月 同社取締役専務執行役員 平成24年 6 月 東海東京証券株式会社専務執行役員 マーケット営業推進本部長 平成26年 4 月 当社専務執行役員 総合企画グルー プ担任 平成26年 6 月 当社取締役専務執行役員 総合企画グ ループ担任(現任)	(注) 3	6,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	取締役会議長	鈴木郁雄	昭和19年1月2日生	昭和41年4月 株式会社東海銀行入行 平成5年6月 同行取締役 平成7年6月 同行常務取締役 平成10年5月 ユニー株式会社非常勤取締役 平成10年6月 株式会社東海銀行専務取締役 平成11年6月 同行専務執行役員 平成13年4月 同行副頭取執行役員 平成14年1月 ユニー株式会社取締役 平成14年5月 同社取締役会長 平成18年6月 当社取締役 平成19年2月 ユニー株式会社取締役相談役 平成19年5月 同社相談役 平成19年6月 当社取締役 取締役会議長(現任) 平成21年4月 東海東京証券株式会社取締役 取締役会議長(現任)	(注)3	51,400
取締役		森末暢博	昭和18年8月28日生	昭和40年9月 司法試験合格 昭和41年4月 大蔵省入省 平成8年4月 弁護士登録(森末法律事務所所長)(現任) 平成18年6月 当社監査役 平成21年4月 東海東京証券株式会社監査役(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	(注)3	23,600
取締役		水野一郎	昭和19年3月10日生	昭和41年4月 三菱商事株式会社入社 平成3年5月 同社企業情報部長 平成5年10月 同社為替部長 平成9年6月 同社財務部長 平成13年6月 同社執行役員 新機能事業グループCFO 同社常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成15年4月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成15年6月 同社代表取締役(兼)副社長執行役員(CFO) 平成18年4月 東海東京証券株式会社取締役 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成25年6月	(注)3	
取締役		説田公人	昭和35年3月13日生	昭和58年4月 トヨタ自動車株式会社入社 平成10年1月 同社経理部主幹 平成15年1月 同社東京秘書部主査 平成16年1月 トヨタパーソナルサポート株式会社取締役 平成19年1月 米国トヨタ自動車販売株式会社出向 平成23年1月 トヨタ自動車株式会社総務部長 平成25年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社執行役員(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)3	
監査役(常勤)		竹内晃	昭和32年4月1日生	昭和55年4月 株式会社東海銀行入行 平成20年4月 当社法務部付部長 平成21年4月 当社コンプライアンス部長 平成22年11月 当社総合リスク管理部長 平成23年6月 当社監査役(現任) 平成23年6月 東海東京証券株式会社監査役(現任)	(注)4	17,000
監査役		滝沢吉彦	昭和28年3月24日生	昭和51年4月 当社入社 平成7年8月 当社恵比寿支店長 平成10年2月 当社リスク管理部長 平成13年4月 当社商品企画部長 平成14年10月 当社事務システム部長 平成19年4月 当社売員管理部長 平成21年4月 東海東京証券株式会社執行役員 コンプライアンス・業務統括本部長 平成22年4月 同社執行役員 コンプライアンス・リスク統括本部長 平成22年11月 同社執行役員 コンプライアンス本部長 平成24年4月 同社執行役員 オペレーション本部長 平成24年6月 当社監査役(現任) 平成24年6月 東海東京証券株式会社監査役(現任)	(注)5	37,530

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役		柏木茂雄	昭和25年7月20日生	昭和48年4月 平成11年7月 平成15年7月 平成16年5月 平成19年6月 平成21年6月	大蔵省入省 東海財務局長 財務総合政策研究所次長 大臣官房付(国際通貨基金理事) 慶應義塾大学大学院商学研究科教授(現任) 当社監査役(現任)	(注)6	
監査役		田中一好	昭和18年10月25日生	昭和42年4月 平成6年6月 平成8年6月 平成11年6月 平成14年1月 平成14年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年4月 平成19年4月 平成20年6月 平成21年6月 平成22年6月	株式会社東海銀行入行 同行取締役 同行常務取締役 同行専務取締役 セントラルリース株式会社顧問 同社副社長執行役員 同社取締役副社長兼執行役員 同社取締役社長兼代表執行役員 UFJセントラルリース株式会社取締役社長兼社長執行役員 三菱UFJリース株式会社取締役会長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社監査役 当社監査役(現任) 三菱UFJリース株式会社相談役(現任)	(注)6	2,000
監査役		木下栄一郎	昭和16年8月30日生	昭和39年4月 平成8年2月 平成10年9月 平成10年12月 平成11年11月 平成13年6月 平成14年6月 平成17年10月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成24年6月	日本銀行入行 同行理事大阪支店長 NTTシステム技術株式会社顧問 株式会社ボストンコンサルティンググループ特別顧問 NTTシステム技術株式会社取締役会長 名古屋鉄道株式会社専務取締役 同社取締役副社長 同社取締役社長 同社代表取締役会長 当社監査役(現任) 名古屋鉄道株式会社取締役相談役 農林中央金庫経営管理委員(現任) 名古屋鉄道株式会社相談役(現任) 川崎汽船株式会社取締役(現任)	(注)7	
計							508,130

- (注) 1 鈴木郁雄、森末暢博、水野一郎及び説田公人の4氏は、社外取締役であります。
- 2 柏木茂雄、田中一好及び木下栄一郎の3氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 竹内晃氏の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 滝沢吉彦氏の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 柏木茂雄及び田中一好の2氏の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 木下栄一郎氏の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

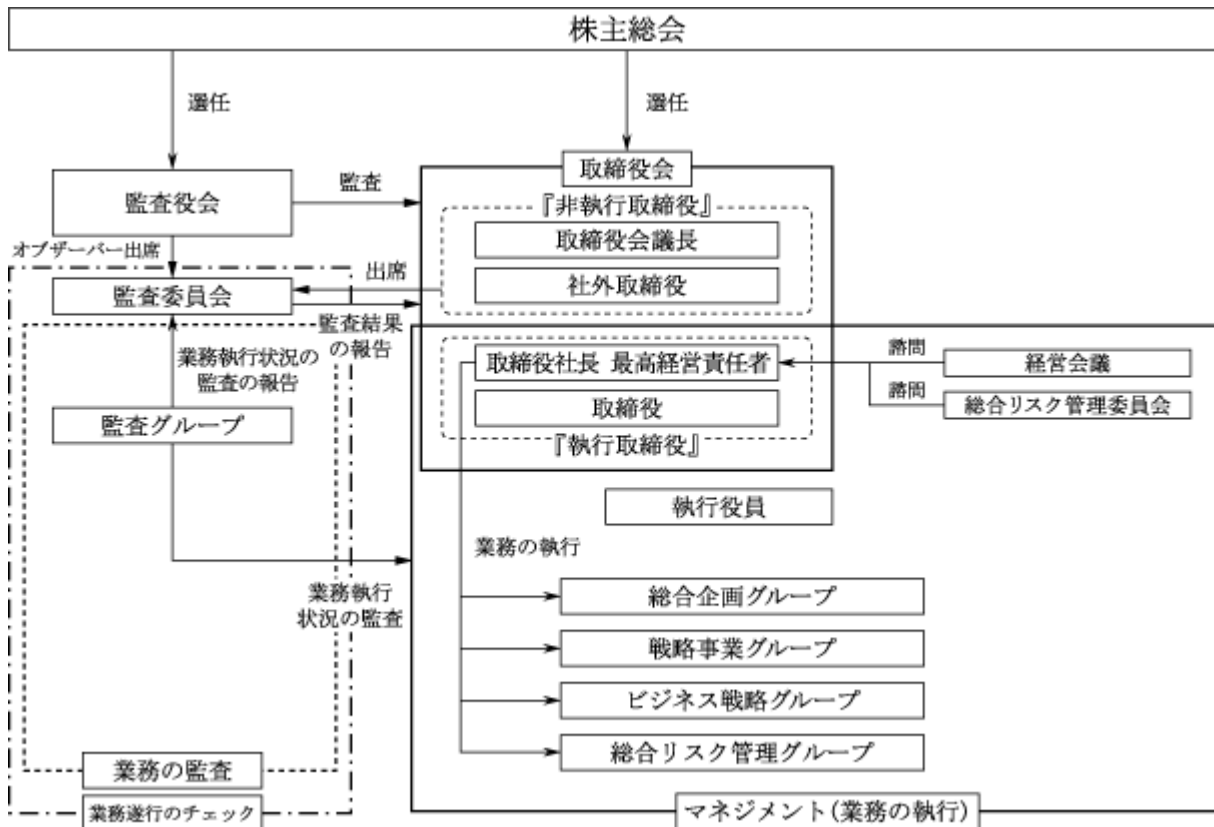
取締役会は、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として、社内取締役3名、社外取締役4名で構成され、取締役会議長は社外取締役が務めています。原則として月1回開催しております。取締役会を構成する取締役を、日常業務を遂行する執行取締役(社内取締役)と執行取締役以外の非執行取締役(社外取締役)に分離し、業務執行の責任を担う取締役と業務執行の監督を担う取締役に役割を分離したことにより、それぞれの機能の強化を図っております。また、意思決定の迅速化を図り、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を導入しております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、社内監査役2名、社外監査役3名で構成されております。監査役会は、監査役会規程に基づき、原則として3ヶ月に1回開催され、各監査役の報告に基づく監査意見の形成、監査報告の作成、常勤監査役の選定、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定等を職務としております。

当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い見識をお持ちの社外役員を相当数招聘し、取締役会、監査役会における牽制機能を強化しております。

このほか、当社は社長及びその指名する取締役・執行役員で構成する機関として、会社業務の全般的な執行方針を協議する経営会議を、コンプライアンス、リスク管理及び災害等危機管理に関する事項を協議する総合リスク管理委員会を設置し、原則としてそれぞれ月2回、月1回開催しております。また、内部監査を通じ業務遂行状況に関する事項を協議する機関として、非執行取締役で構成される監査委員会を設置し、原則として3ヶ月に1回開催しております。

<コーポレート・ガバナンスの概要図>



内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム整備の基本方針」を以下のとおり制定し、その遵守に努めております。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社における取締役会は、執行取締役及び非執行取締役で構成する。
 - ・取締役会は、当社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範とともに、コンプライアンス規程等の諸規則を制定し、これらの実施に努める。
 - ・取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、コンプライアンスに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。また、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う組織として監査委員会及びその配下に監査部を設置する。各組織は、把握したコンプライアンス実施状況を、取締役会、監査役又は監査役会に報告する。
 - ・違法行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした社内通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン）を整備し、その実効性の確保に努める。
 - ・反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・各種社内規程に基づき、次に掲げる文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに、保存及び管理し、必要に応じて取締役及び監査役の閲覧可能な体制を整備する。
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 監査役会議事録
 - 経営会議議事録
 - 重要な職務執行及び決裁に係る情報（稟議書・契約書等）
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社並びに子会社全体のリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の明確化に努める。
 - ・総合リスク管理委員会を設置して各部署ごとのリスク管理の状況を把握・管理し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行機能を強化するために執行役員制度を導入する。
 - ・会社業務の全般的な執行方針を協議するため、社長及びこれが指名する取締役並びに執行役員からなる経営会議を設置する。
 - ・取締役会規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備する。
- e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社及び子会社における内部統制システムの構築を目指し、これらの緊密な連携のもと、必要な子会社への指導・支援を実施する。
 - ・子会社に対し、関係会社管理規程に基づき、経営及び財務事項の管理を実施して、コンプライアンス体制、リスク管理体制の整備を指導するとともに、監査規程に基づき、社内検査及び子会社監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
 - ・子会社に対して、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役会に報告させる。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（以下、「監査役スタッフ」という。）として、適切な人材を選任する。
 - ・監査役スタッフの人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査役の意見を尊重するなど、代表取締役からの独立性の確保に留意する。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役は、法定の事項、及び内部監査の結果、並びに社内通報制度の通報の状況について、定期的又は臨時に、監査役又は監査役会へ報告する。
 - ・監査役は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から、それぞれ報告を受ける。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役及び監査役並びに監査法人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
 - ・監査役が法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- i 財務報告に係る内部統制
- ・当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備し、運用する。

コンプライアンス及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス体制としまして、「グループ・コンプライアンス基本方針」、「グループ倫理行動基準」等の基本的な規範、及び「コンプライアンス規程」等の諸規則を制定し、法令諸規則の遵守に関する実効性の確保に努めております。また、リスク管理体制としましては、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しております。さらに、災害等の危機管理体制としましては、「災害等危機管理基本方針」、「災害等危機管理規程」に基づき、責任の所在を明確にして総合的かつ計画的な防災・応急・復旧態勢の整備及び推進を図っております。

また、これらの各種リスクに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置しております。

情報セキュリティ体制の整備の状況

当社は、保有する各種情報を適切に保護・管理するため、「グループ情報管理基本方針」並びに「情報管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、情報管理統括責任者及びシステムリスク管理統括責任者を中心に管理体制を構築しております。

また、個人情報保護法の遵守のため、「個人情報保護方針」等各種規程の制定など社内体制の整備に努めております。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号八及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査

内部監査につきましては、監査部(2名。その他、東海東京証券株式会社に勤務する従業員9名が当社監査部を兼務しております。)を執行組織から分離し、監査委員会の下に位置づけ、その独立性と実効性を確保しております。監査委員会は、委員が非執行取締役で構成され、その委員長も非執行取締役が務めることにより、監査部からの監査報告に基づき、業務執行から離れた客観的な協議が行われる態勢としております。

監査役監査

監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの定期的な報告聴取のほか、重要な書類の閲覧、監査部及び会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について適切に監査しております。また、監査役で構成される監査役会は、監査に関して必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受け、各監査役の報告に基づく監査意見の形成、監査報告の作成を行うほか、常勤監査

役の選定、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法その他の法令や規程で定められた監査役の職務の執行に関する事項の協議又は決議を行っております。

会計監査

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名、並びに監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

a 会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定有限責任社員 水上圭祐(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 青木裕晃(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 鈴木晴久(有限責任監査法人トーマツ)

なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。

b 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 11名

その他 15名

(注) その他には、公認会計士試験合格者、税理士、IT監査専門家等を含んでおります。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

a 内部監査と監査役監査の連携状況

監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査の実施に努めております。また、監査役は、内部監査部門からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることとしています。

b 内部監査と会計監査の連携状況

内部監査部門等と会計監査人は、内部統制システムの維持・向上のため、必要に応じて意見交換を行うなど、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

c 監査役監査と会計監査の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査に努めております。また、監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

d 内部統制部門との関係

内部統制部門は、内部監査部門等、監査役及び会計監査人に対して、内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を行うほか、必要に応じて情報交換を行い、効果的な連携に努めております。

社外取締役及び社外監査役

社外取締役及び社外監査役の員数

当社では、社外取締役4名と社外監査役3名を選任しております。なお、社外取締役である森末暢博、水野一郎及び説田公人、並びに社外監査役である柏木茂雄及び木下栄一郎の5氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役として独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、取締役会において、一般株主と利益相反の生じない客観的・中立的な立場から、それぞれの豊富な経験からくる総合的な見地や専門的見地から積極的に助言及び提言等を実施し、取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の意思決定及び職務執行の妥当性、適正性を確保する機能、役割を担っております。

社外監査役は、一般株主と利益相反の生じない客観的・中立的な立場から、取締役会等の重要な会議への出席、重要な書類の閲覧並びに内部監査部門及び会計監査人からの報告徴収等により、取締役の業務執行状況について適切に監査する機能、役割を担っております。

社外取締役及び社外監査役は、他の取締役及び監査役並びに取締役会、監査役会、内部監査部門、会計監査人等との意見交換等を通じて、これらとの連携を図り、経営監視機能の充実に努めております。

各社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役及び社外監査役と当社との間に株主・投資者に影響を及ぼすおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないと判断しております。

各社外取締役及び社外監査役が現在及び過去において在籍の会社と当社との間の人的関係はありません。

各社外取締役及び社外監査役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間には資本的関係がありますが、いずれも主要株主に該当せず、各社外取締役及び社外監査役が直接利害関係を有するものではありません。また、各社外取締役及び社外監査役が保有する当社株式につきましては、「5 役員状況」に記載のとおりです。

なお、社外取締役の説田公人氏が在籍するトヨタファイナンシャルサービス株式会社は、当社の発行済株式総数の5.09%(平成26年3月31日現在)を保有しております。

各社外取締役及び社外監査役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間の取引関係につきましては、一般消費者としての取引関係であるため、各社外取締役及び社外監査役が当社との間に直接利害関係を有するものではありません。

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、当社との間に利害関係のない社外取締役及び社外監査役を選任しており、それぞれが当社から独立して監督機能又は監査機能を発揮し、職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所が規定する独立性基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、内部監査、監査役監査及び会計監査に係る報告を受けるほか、監査委員会の委員として内部監査部門が行う監査報告を定期的に受け、必要に応じて意見を述べることにより、業務執行に対する監督機能の充実に努めております。

社外監査役は、監査役会や取締役会への出席等を通じて、直接的又は間接的に、内部監査及び会計監査に係る報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるとともに、監査の実効性を向上させるなど、監査機能の充実に努めております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会において内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、適正な監督又は監査に努めております。

役員の報酬等

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (百万円)	ストック・ オプション (百万円)	賞与 (百万円)	退職慰労金 (百万円)	
取締役 (社外取締役を除く。)	244	135	3	105		4
監査役 (社外監査役を除く。)	18	18				2
社外役員	55	55				8

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額			
				基本報酬 (百万円)	ストック・ オプション (百万円)	賞与 (百万円)	退職慰労金 (百万円)
石田 建昭	143	取締役	提出会社	61	1	55	
		取締役	東海東京証券 株式会社	11	0	12	

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、社外役員からなる報酬協議会を設置しております。報酬協議会では、内規に従って報酬が決定されているか確認するとともに、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の水準について社長及び取締役会に対して提言を行っております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主へ安定的かつ適切な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を12名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任決議については、会社法第341条及び同法第342条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める旨定款に定めております。

株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	141銘柄
貸借対照表計上額の合計額	10,371百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社日本取引所グループ	201,900	1,722	取引関係の強化を図るため
国泰君安国際控股有限公司	20,000,000	819	取引関係の強化を図るため
株式会社山口フィナンシャルグループ	431,000	410	取引関係の強化を図るため
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	574,000	320	取引関係の強化を図るため
カネ美食品株式会社	100,000	291	取引関係の強化を図るため
株式会社愛知銀行	51,600	284	取引関係の強化を図るため
株式会社中京銀行	1,340,000	268	取引関係の強化を図るため
名古屋鉄道株式会社	690,000	204	取引関係の強化を図るため
株式会社名古屋銀行	461,000	196	取引関係の強化を図るため
株式会社大垣共立銀行	564,000	192	取引関係の強化を図るため
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	46,461	175	取引関係の強化を図るため
株式会社八千代銀行	50,000	155	取引関係の強化を図るため
ゼリア新薬工業株式会社	100,000	145	取引関係の強化を図るため
株式会社百五銀行	300,000	140	取引関係の強化を図るため
東亜建設工業株式会社	1,000,000	130	取引関係の強化を図るため
株式会社みちのく銀行	339,000	77	取引関係の強化を図るため
名糖産業株式会社	59,300	58	取引関係の強化を図るため
株式会社A Tグループ	38,000	56	取引関係の強化を図るため
株式会社第三銀行	219,000	39	取引関係の強化を図るため
株式会社宮崎銀行	110,000	29	取引関係の強化を図るため
岡谷鋼機株式会社	25,000	28	取引関係の強化を図るため
シーキューブ株式会社	65,900	26	取引関係の強化を図るため
大阪証券金融株式会社	87,000	24	取引関係の強化を図るため
平和不動産株式会社	12,100	22	取引関係の強化を図るため
東邦瓦斯株式会社	35,000	21	取引関係の強化を図るため
MS & ADインシュアランス グループホールディングス 株式会社	9,500	19	取引関係の強化を図るため
株式会社清水銀行	5,900	16	取引関係の強化を図るため
名糖運輸株式会社	20,000	12	取引関係の強化を図るため
株式会社ノザワ	52,000	11	取引関係の強化を図るため
日本碍子株式会社	11,000	11	取引関係の強化を図るため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社日本取引所グループ	1,009,500	2,541	取引関係の強化を図るため
国泰君安国際控股有限公司	20,000,000	1,104	取引関係の強化を図るため
株式会社山口フィナンシャル グループ	431,000	400	取引関係の強化を図るため
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	574,000	325	取引関係の強化を図るため
カネ美食品株式会社	100,000	297	取引関係の強化を図るため
株式会社愛知銀行	51,600	274	取引関係の強化を図るため
株式会社中京銀行	1,340,000	242	取引関係の強化を図るため
ゼリア新薬工業株式会社	110,000	230	取引関係の強化を図るため
名古屋鉄道株式会社	690,000	213	取引関係の強化を図るため
東亜建設工業株式会社	1,000,000	211	取引関係の強化を図るため
株式会社御園座	805,000	194	取引関係の強化を図るため
株式会社名古屋銀行	461,000	185	取引関係の強化を図るため
株式会社大垣共立銀行	564,000	159	取引関係の強化を図るため
株式会社八千代銀行	50,000	141	取引関係の強化を図るため
株式会社百五銀行	300,000	127	取引関係の強化を図るため
株式会社みちのく銀行	339,000	72	取引関係の強化を図るため
株式会社A Tグループ	38,000	70	取引関係の強化を図るため
名糖産業株式会社	59,300	63	取引関係の強化を図るため
株式会社第三銀行	219,000	39	取引関係の強化を図るため
株式会社宮崎銀行	110,000	34	取引関係の強化を図るため
岡谷鋼機株式会社	25,000	32	取引関係の強化を図るため
シーキューブ株式会社	65,900	30	取引関係の強化を図るため
日本碍子株式会社	11,000	23	取引関係の強化を図るため
M S & A D インシュアランス グループホールディングス 株式会社	9,500	22	取引関係の強化を図るため
平和不動産株式会社	12,100	19	取引関係の強化を図るため
東邦瓦斯株式会社	35,000	19	取引関係の強化を図るため
株式会社ノザワ	52,000	19	取引関係の強化を図るため
株式会社清水銀行	5,900	15	取引関係の強化を図るため
名港海運株式会社	10,000	10	取引関係の強化を図るため
名工建設株式会社	11,000	8	取引関係の強化を図るため

保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度	当事業年度			
	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	受取配当金 の合計額 (百万円)	売却損益 の合計額 (百万円)	評価損益 の合計額 (百万円)
非上場株式	0	0			0
非上場株式以外の株式	3				

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	22	2	22	2
連結子会社	30	5	30	5
計	52	7	52	7

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社のうち東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ及び東海東京シンガポールについては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している公認会計士等に財務諸表の監査を受けており、当連結会計年度において東海東京証券香港は、Deloitte Touche Tohmatsuに309千香港ドルを、東海東京証券ヨーロッパは、Deloitte LLPに12千英ポンドを、東海東京シンガポールは、Deloitte & Touche LLPに19千米ドルの監査報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社のうち東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ及び東海東京シンガポールについては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している公認会計士等に財務諸表の監査を受けており、当連結会計年度において東海東京証券香港は、Deloitte Touche Tohmatsuに320千香港ドルを、東海東京証券ヨーロッパは、Deloitte LLPに12千英ポンドを、東海東京シンガポールは、Deloitte & Touche LLPに55千米ドルの監査報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務について対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務について対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び第102期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保し、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入して、会計基準の新設、改正等に関する内容の把握に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 48,857	39,529
預託金	23,288	27,308
顧客分別金信託	21,705	26,005
その他の預託金	1,583	1,302
トレーディング商品	2 203,401	2 224,158
商品有価証券等	200,738	222,695
デリバティブ取引	2,663	1,463
信用取引資産	31,817	49,312
信用取引貸付金	29,557	44,629
信用取引借証券担保金	2,259	4,682
有価証券担保貸付金	269,568	218,475
借入有価証券担保金	209,498	174,949
現先取引貸付金	60,070	43,526
立替金	43	249
募集等払込金	238	-
短期差入保証金	7,948	15,957
短期貸付金	93	172
未収収益	2,245	2,013
繰延税金資産	2,980	1,948
その他	1,459	1,267
貸倒引当金	31	48
流動資産合計	591,911	580,345
固定資産		
有形固定資産	1、 2 8,787	1、 2 9,394
建物	2,110	2,174
器具備品	1,467	2,019
土地	5,209	5,200
無形固定資産	3,001	2,369
ソフトウェア	2,860	2,230
電話加入権	140	138
投資その他の資産	26,361	25,160
投資有価証券	2、 6 17,917	2、 6 21,343
長期差入保証金	2,062	1,945
繰延税金資産	805	-
退職給付に係る資産	-	1,224
その他	2、 6 6,732	6 1,957
貸倒引当金	1,157	1,310
固定資産合計	38,150	36,924
資産合計	630,061	617,270

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	93,955	76,593
商品有価証券等	87,628	71,969
デリバティブ取引	6,327	4,623
約定見返勘定	33,676	42,284
信用取引負債	19,074	16,746
信用取引借入金	2 17,065	2 14,753
信用取引貸証券受入金	2,009	1,992
有価証券担保借入金	153,667	119,926
有価証券貸借取引受入金	2 38,909	2 15,668
現先取引借入金	2 114,758	2 104,258
預り金	18,588	18,435
受入保証金	5,481	13,987
短期借入金	2 142,328	2 132,296
短期社債	10,000	7,800
1年内償還予定の社債	6,203	24,155
未払法人税等	8,022	5,620
賞与引当金	5,052	3,444
役員賞与引当金	93	109
その他	3,243	4,843
流動負債合計	499,388	466,243
固定負債		
社債	1,924	5,100
長期借入金	2 3,760	2 200
繰延税金負債	-	718
退職給付引当金	1,478	-
役員退職慰労引当金	69	81
退職給付に係る負債	-	554
その他	856	1,153
固定負債合計	8,088	7,808
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	187	288
特別法上の準備金合計	5 187	5 288
負債合計	507,664	474,340

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,282	33,412
利益剰余金	56,342	71,644
自己株式	4,207	3,835
株主資本合計	121,416	137,221
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,186	2,274
為替換算調整勘定	656	218
退職給付に係る調整累計額	-	1,185
その他の包括利益累計額合計	530	3,240
新株予約権	114	104
少数株主持分	335	2,362
純資産合計	122,397	142,929
負債純資産合計	630,061	617,270

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
営業収益		
受入手数料	36,659	54,939
委託手数料	9,995	26,301
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	720	921
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	19,763	21,149
その他の受入手数料	6,180	6,567
トレーディング損益	28,301	32,775
金融収益	2,893	2,831
営業収益計	67,854	90,547
金融費用	1,900	1,865
純営業収益	65,954	88,682
販売費及び一般管理費		
取引関係費	9,109	13,122
人件費	1 26,188	1 28,971
不動産関係費	6,074	5,911
事務費	5,140	6,137
減価償却費	2,466	1,941
租税公課	642	700
貸倒引当金繰入れ	-	169
その他	1,081	1,480
販売費及び一般管理費合計	50,702	58,434
営業利益	15,252	30,248
営業外収益		
受取配当金	311	384
受取家賃	931	777
負ののれん償却額	113	-
持分法による投資利益	838	1,708
投資事業組合運用益	60	358
その他	149	191
営業外収益合計	2,405	3,420
営業外費用		
投資事業組合運用損	18	75
不動産賃貸原価	250	135
その他	68	52
営業外費用合計	337	262
経常利益	17,320	33,405

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	2 184	2 555
投資有価証券売却益	155	275
持分変動利益	-	894
関係会社株式売却益	-	334
負ののれん発生益	-	20
事業譲渡益	389	-
特別利益合計	729	2,081
特別損失		
固定資産売却損	-	3 27
固定資産除却損	4 82	-
投資有価証券売却損	72	22
有価証券評価減	5 60	5 30
金融商品取引責任準備金繰入れ	22	100
特別損失合計	237	180
税金等調整前当期純利益	17,812	35,307
法人税、住民税及び事業税	8,712	10,675
法人税等調整額	2,196	1,234
法人税等合計	6,515	11,909
少数株主損益調整前当期純利益	11,296	23,397
少数株主利益	23	154
当期純利益	11,273	23,243

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	11,296	23,397
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,411	1,088
為替換算調整勘定	217	437
その他の包括利益合計	1 2,629	1 1,525
包括利益	13,926	24,923
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	13,900	24,768
少数株主に係る包括利益	25	154

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	33,154	47,178	4,402	111,930
当期変動額					
剰余金の配当			2,109		2,109
当期純利益			11,273		11,273
自己株式の取得				10	10
自己株式の処分		127		205	332
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		127	9,163	194	9,485
当期末残高	36,000	33,282	56,342	4,207	121,416

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,223	873		2,096	114	310	110,259
当期変動額							
剰余金の配当							2,109
当期純利益							11,273
自己株式の取得							10
自己株式の処分							332
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,410	217		2,627	0	24	2,651
当期変動額合計	2,410	217		2,627	0	24	12,137
当期末残高	1,186	656		530	114	335	122,397

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	33,282	56,342	4,207	121,416
当期変動額					
剰余金の配当			7,941		7,941
当期純利益			23,243		23,243
自己株式の取得				4	4
自己株式の処分		130		376	507
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		130	15,302	372	15,805
当期末残高	36,000	33,412	71,644	3,835	137,221

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,186	656		530	114	335	122,397
当期変動額							
剰余金の配当							7,941
当期純利益							23,243
自己株式の取得							4
自己株式の処分							507
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,087	437	1,185	2,710	10	2,026	4,727
当期変動額合計	1,087	437	1,185	2,710	10	2,026	20,532
当期末残高	2,274	218	1,185	3,240	104	2,362	142,929

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,812	35,307
減価償却費	2,466	1,941
負ののれん償却額	113	-
負ののれん発生益	-	20
持分法による投資損益(は益)	838	1,708
退職給付引当金の増減額(は減少)	36	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	314
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	43	11
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	169
受取利息及び受取配当金	3,206	3,216
支払利息	1,900	1,865
有価証券評価損益(は益)	2 60	2 30
投資有価証券売却損益(は益)	82	253
持分変動損益(は益)	-	894
関係会社株式売却損益(は益)	-	334
事業譲渡損益(は益)	389	-
固定資産売却損益(は益)	184	527
固定資産除却損	82	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	5,075	4,450
募集等払込金の増減額(は増加)	14	238
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	4,930	20,757
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	17,225	17,362
信用取引資産の増減額(は増加)	7,466	17,734
信用取引負債の増減額(は減少)	6,808	2,088
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	9,293	51,092
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	10,541	33,740
預り金の増減額(は減少)	4,499	140
受入保証金の増減額(は減少)	920	8,564
その他の資産の増減額(は増加)	26,662	7,159
その他の負債の増減額(は減少)	38,357	8,607
小計	79,796	2,878
利息及び配当金の受取額	3,223	3,143
利息の支払額	1,940	1,866
法人税等の支払額	2,058	13,099
営業活動によるキャッシュ・フロー	79,020	14,701

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	395	813
有形固定資産の売却による収入	278	18
無形固定資産の取得による支出	429	392
投資有価証券の取得による支出	260	461
投資有価証券の売却による収入	1,109	875
関係会社株式の売却による収入	-	1,050
事業譲渡による収入	799	-
差入保証金の差入による支出	51	88
差入保証金の回収による収入	57	178
投資不動産の売却による収入	-	4,892
その他	659	193
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,767	5,452
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	76,000	9,955
長期借入れによる収入	200	-
長期借入金の返済による支出	60	3,640
短期社債の発行による収入	48,500	42,200
短期社債の償還による支出	45,000	44,400
社債の発行による収入	17,854	31,035
社債の償還による支出	19,435	9,978
少数株主からの払込みによる収入	-	4,311
ストックオプションの行使による収入	272	417
自己株式の純増減額（は増加）	10	4
子会社の自己株式の取得による支出	-	16
配当金の支払額	2,109	7,941
少数株主への配当金の支払額	0	1
その他	74	162
財務活動によるキャッシュ・フロー	75,863	1,864
現金及び現金同等物に係る換算差額	236	505
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,161	6,878
現金及び現金同等物の期首残高	43,330	48,491
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	2,472
現金及び現金同等物の期末残高	1 48,491	1 39,141

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社(当連結会計年度末現在)

連結子会社の名称

東海東京証券株式会社

宇都宮証券株式会社

東海東京アセットマネジメント株式会社

東海東京SWPコンサルティング株式会社

東海東京インベストメント株式会社

株式会社東海東京調査センター

東海東京アカデミー株式会社

東海東京サービス株式会社

東海東京ビジネスサービス株式会社

東海東京証券香港

東海東京証券ヨーロッパ

東海東京証券アメリカ

東海東京シンガポール

TTI中部ベンチャー1号投資事業有限責任組合

バリューアップ投資事業有限責任組合

TTAMレジデンス合同会社

Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited

Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited

Asia-Pacific Rising Fund Limited

Asia-Pacific Rising Master Fund Limited

当連結会計年度より、新たに出資した Asia-Pacific Rising Fund Limited 及び Asia-Pacific Rising Master Fund Limitedを平成25年6月から、バリューアップ投資事業有限責任組合を平成26年2月からそれぞれ連結の範囲に含めております。

また、Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited 及び Tokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited は、重要性が低下したため平成25年6月に連結の範囲から除外しております。なお、当該2社は平成25年11月に清算終了しております。

池田泉州TT証券株式会社は、第三者割当増資により当社議決権所有比率が低下したため、平成25年9月に連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

一般社団法人YST

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 4社

持分法を適用した関連会社の名称

ワイエム証券株式会社

浜銀ＴＴ証券株式会社

西日本シティＴＴ証券株式会社

池田泉州ＴＴ証券株式会社

なお、池田泉州ＴＴ証券株式会社は、第三者割当増資により当社議決権所有比率が低下したため、平成25年9月に連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

一般社団法人ＹＳＴ

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ、東海東京証券アメリカ、東海東京シンガポール、ＴＴＩ中部ベンチャー１号投資事業有限責任組合、バリュートップ投資事業有限責任組合、Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited、Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited、Asia-Pacific Rising Fund Limited、Asia-Pacific Rising Master Fund Limitedの10社は12月31日、また、ＴＴＡＭレジデンス合同会社は2月28日であり、他の9社は3月31日であります。なお、連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、当該決算日現在の財務諸表を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価等をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

器具備品 3～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

主として、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(5) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が1,224百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が1,185百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用に伴い、退職給付債務の計算方法が変更されるため、平成27年3月期の期首において、退職給付に係る資産が862百万円減少し、利益剰余金が557百万円減少する予定であります。

また、勤務費用の計算方法が変更されることにより、平成27年3月期の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ58百万円減少する予定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、また、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度よりそれぞれ独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた210百万円は、「投資事業組合運用益」60百万円、「その他」149百万円として、「営業外費用」の「その他」に表示していた87百万円は、「投資事業組合運用損」18百万円、「その他」68百万円としてそれぞれ組み替えております。

(追加情報)

連結子会社間の会社分割及び連結子会社の第三者割当増資並びに連結範囲の変更

当社は、平成25年7月19日付の取締役会決議に基づき、株式会社池田泉州ホールディングスと業務提携し、両社の共同出資により、平成25年9月2日から池田泉州TT証券株式会社の営業を開始することについて合意しました。

また、当社の完全子会社である東海東京証券株式会社及び池田泉州TT証券株式会社は、平成25年7月19日付の取締役会決議に基づき、会社分割の方法により、東海東京証券株式会社神戸支店における金融商品取引業を池田泉州TT証券株式会社に平成25年9月2日をもって承継いたしました。

なお、池田泉州TT証券株式会社は、平成25年9月2日付の第三者割当増資によって株式会社池田泉州ホールディングスより出資を受け、当社の連結の範囲から除外(持分法適用関連会社へ変更)しております。

(1) 取引の目的及び概要

業務提携

当社は、平成24年4月より経営計画「Ambitious 5」をスタートさせ、その戦略の一つとして「Alliance & Platform(事業基盤の積極拡大)」に取り組んでおり、これまで培ったプラットフォーム(証券ビジネスに必要なインフラや機能等)を活用することで、合併事業等を通じたグループの営業基盤拡大を目指しております。

株式会社池田泉州ホールディングスは株式会社池田泉州銀行を中核とした関西地域を代表する独立系金融グループであり、その強固な営業基盤と、当社グループの証券業を中心とする高度なノウハウ・機能を融合させることにより、地域に根ざした新しい形の証券会社を創ることができると考えております。

会社分割

当社は、東海東京証券株式会社神戸支店の池田泉州TT証券株式会社に対する会社分割により、株式会社池田泉州ホールディングスとの提携効果を十分に発揮し、関西地域のお客様に対して、地域に密着したよりよい商品・サービスを提供するとともに、池田泉州TT証券株式会社による東海東京証券株式会社の金融商品取引業におけるノウハウの吸収を早期に可能とすることで、一層のシナジー効果が期待できるものと考えております。

第三者割当増資

当社と株式会社池田泉州ホールディングスは、前記の会社分割後、直ちに池田泉州TT証券株式会社が実施する第三者割当増資を株式会社池田泉州ホールディングスが全額引受けることにより、池田泉州TT証券株式会社を両社の合併会社(株式会社池田泉州ホールディングス60%出資、当社40%出資)としました。

(2) 会社分割の概要

会社分割の効力発生日

平成25年9月2日

分割又は承継した資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
現金及び預金	0	預り金	91
顧客分別金信託	150	信用取引負債	239
信用取引資産	239	受入保証金	59
その他	2	その他	0
流動資産合計	393	流動負債合計	390
有形固定資産	11	その他	2
無形固定資産	2		
投資その他の資産	20		
固定資産合計	35	固定負債合計	2
合計	428	合計	392

分割対価の内容

池田泉州ＴＴ証券株式会社は、東海東京証券株式会社神戸支店における金融商品取引業の事業価値に対して普通株式1,500株を発行し、会社分割の効力発生日に東海東京証券株式会社に交付しました。また、東海東京証券株式会社は同日、当社に対し当該株式を配当として交付しました。

(3) 第三者割当増資の概要

募集又は割当方法

第三者割当

発行新株式数

普通株式 2,400株

発行価額

1株につき 1百万円

発行価額の総額 2,400百万円

資本組入額

増加する資本金の額 1,200百万円

増加する資本準備金の額 1,200百万円

払込期日 平成25年9月2日

(4) 連結範囲の変更

当社は、前記の第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、平成25年9月に池田泉州ＴＴ証券株式会社を連結の範囲から除外(持分法適用関連会社へ変更)し、持分変動利益(特別利益)として894百万円を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	8,096百万円	7,597百万円

2 担保に供している資産

前連結会計年度(平成25年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務 期末残高 (百万円)	担保に供している資産				計 (百万円)
		現金及び 預金 (百万円)	トレー ディング商品 (百万円)	投資有価 証券 (百万円)	投資その 他の資 産(その 他) (百万円)	
短期借入金	94,730		97,306			97,306
金融機関借入金	93,100		95,606			95,606
証券金融会社借入金	1,630		1,699			1,699
信用取引借入金	14,350		399			399
有価証券貸借取引受入金	38,909		9,854			9,854
現先取引借入金	114,507		8,198			8,198
長期借入金	3,840	159		415	4,384	4,959
計	266,338	159	115,759	415	4,384	120,718

(注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。

2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券1,040百万円、短期借入有価証券124,820百万円、現先取引により調達した有価証券60,665百万円を担保として差入れております。なお、このほかに先物取引証拠金代用等として、トレーディング商品8,564百万円、有形固定資産86百万円、信用取引の自己融資見返り株券36百万円を差入れております。

3 長期借入金の担保に供している現金及び預金、投資その他の資産(その他)は信託受益権であり、当該信託受益権には固定負債(その他)44百万円が含まれております。

4 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務 期末残高 (百万円)	担保に供している資産		
		トレー ディング商品 (百万円)	投資有価 証券 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	86,200	91,707		91,707
金融機関借入金	85,000	90,427		90,427
証券金融会社借入金	1,200	1,279		1,279
信用取引借入金	14,753	219		219
有価証券貸借取引受入金	15,668	2,422		2,422
現先取引借入金	104,258	1,038		1,038
長期借入金	200		475	475
計	221,080	95,388	475	95,863

(注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。

2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券893百万円、短期借入有価証券112,276百万円、現先取引により調達した有価証券40,573百万円を担保として差入れております。なお、このほかに先物取引証拠金代用等として、トレーディング商品9,014百万円、有形固定資産86百万円を差入れております。

3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

3 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
信用取引貸証券	2,531百万円	2,083百万円
信用取引借入金の本担保証券	16,781	15,186
短期貸付有価証券	39,394	15,951
現先取引により売却した有価証券	114,997	103,676
差入証拠金代用有価証券	7,449	7,999
差入保証金代用有価証券	8,532	8,712

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	28,730百万円	38,731百万円
信用取引借証券	2,279	4,798
短期借入有価証券	210,797	177,294
現先取引により買付した有価証券	60,698	43,007
受入証拠金代用有価証券	7,923	7,825
受入保証金代用有価証券	26,924	32,334
その他	393	832

4 保証債務等

連結子会社従業員の金融機関等からの借入金に対する債務保証の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
連結子会社従業員(2名)	1百万円	

5 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づき計上しております。

6 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	6,436百万円	8,194百万円
その他の投資等(出資金)	1	1

(連結損益計算書関係)

1 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
賞与引当金繰入れ	5,052百万円	3,444百万円
役員賞与引当金繰入れ	93	109
退職給付費用	866	598
役員退職慰労引当金繰入れ	22	36

2 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び土地	139百万円	2百万円
賃貸不動産	44	553
計	184	555

3 固定資産売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
器具備品		27百万円

4 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	6百万円	
器具備品	23	
ソフトウェア	43	
その他	8	
計	82	

5 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,942百万円	2,339百万円
組替調整額	17	576
税効果調整前	2,959	1,762
税効果額	548	674
その他有価証券評価差額金	2,411	1,088
為替換算調整勘定		
当期発生額	217	437
組替調整額		
税効果調整前	217	437
税効果額		
為替換算調整勘定	217	437
その他の包括利益合計	2,629	1,525

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	280,582,115			280,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,883,696	26,667	788,000	16,122,363

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡したものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	114
合計		114

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,054	4.00	平成24年3月31日	平成24年6月28日
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	1,054	4.00	平成24年9月30日	平成24年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,173	12.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	280,582,115			280,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,122,363	5,149	1,442,274	14,685,238

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡した1,442,000株及び単元未満株式の買増請求による274株であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	104
合計		104

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,173	12.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年10月25日 取締役会	普通株式	4,767	18.00	平成25年9月30日	平成25年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,722	14.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	48,857百万円	39,529百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	365	387
現金及び現金同等物	48,491	39,141

2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益は、投資有価証券に係る評価減であります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる金融商品取引業において金融商品を保有しております。

当社グループは、これらの金融商品取引業の取り組みにおいて、取引所取引又は取引所取引以外の取引を通じて多様な顧客ニーズへの的確な情報サービスや商品を提供することを基本方針とし、取引所取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行を、取引所取引以外の取引では公正な価格形成と流通の円滑化を目的としております。

また、これらの金融商品取引業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産及び金融負債は、顧客との相対取引又は自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株券、債券等の有価証券及び株価指数の先物取引やオプション取引、債券の先物取引やオプション取引といった取引所取引の市場デリバティブ取引や、選択権付債券売買取引、有価証券店頭オプション取引、先物外国為替取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引といった取引所取引以外の店頭デリバティブ取引並びに投資有価証券として保有している株券等の有価証券、顧客の信用取引による有価証券買付代金に対する融資額の信用取引貸付金、当該融資に伴い証券金融会社から資金調達した信用取引借入金、機関投資家等との消費貸借取引契約による有価証券貸借取引において差入れた取引担保金である有価証券担保貸付金又は受入れた取引担保金である有価証券貸証券受入金及び買戻し条件付債券売買取引(現先取引)による買付代金相当額(又は受入れた取引担保金)である現先取引貸付金又は売却代金相当額(又は差入れた取引担保金)である現先取引借入金等であります。

これらの取引において保有する有価証券及びデリバティブ取引は、株式、金利及び為替等の市場価格が変動することにより発生する市場リスクにさらされており、信用取引貸付金、有価証券貸借取引、現先取引及び店頭デリバティブ取引においては、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生する信用リスクにさらされております。さらに、これらの一部の金融商品は、流動性が低いために市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険がある市場流動性リスクにさらされております。

また、資金調達において、短期社債、社債及び金融機関借入金等の金融負債があり、これらは当社グループの業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険がある資金流動性リスクにさらされております。

この他、顧客の有価証券の売買に係る一時的な預り金、信用取引やデリバティブ取引を行うために取引保証金として顧客より受入れた受入保証金等の金融負債があります。これらの取引において顧客に帰属する金融資産は、金融商品取引法の規定に従い自己の金融資産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託銀行へ金銭信託しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

総合的なリスク管理

当社グループの主要業務である金融商品取引業務では、デリバティブ取引の高度化など取扱商品の複雑化・多様化により、資産・収益に影響を及ぼす市場・信用・流動性リスク管理は極めて重要と認識しております。当社では、当社グループ全体及びグループ各社のリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社及びグループ各社が、自らの責任においてリスクの特定、分析、対応により適切にコントロールし、経営の健全性を長期にわたって維持するため、リスク管理基本方針を制定しております。

当社は、このリスク管理基本方針に従い、当社グループ全体及びグループ各社に内在する各種リスクの把握と適切なコントロールを通して、財務の健全性と収益の確保を図る体制を整備するため総合リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理に関する事項について協議を行っております。また、リスク管理の状況を把握するために総合リスク管理委員会を原則として毎月開催し、必要事項について取締役会に報告又は提案する体制を整備しております。

当社グループにおいて第一種金融商品取引業を営む東海東京証券株式会社では、市場リスク委員会及び信用・オペリスク委員会を設置するとともに、関連規程を制定したうえで、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスク管理体制を整備しております。同社では経営及び財務の健全性確保の観点から、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値を設定し、この目標値保持をリスク管理運営上の基本方針としております。この目標値から導出されますリスク上限を市場リスク委員会での審議を経て取締役会で決裁しております。なお、主要業務である金融商品取引業務に関するリスク管理につきましては、トレーディング業務を行う部署から組織的・物理的に独立したリスク管理部署（以下、「リスク管理部署」という。）が、日々、リスク、ポジション、損益を算出しリスクコントロールするとともに、同社の自己資本規制比率の状況も含めて経営及び関連部署に毎日報告する体制となっております。また、市場リスク委員会を原則として毎月2回、信用・オペリスク委員会を原則として毎月1回開催してリスク管理に関する詳細な討議、報告がなされております。

市場リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づきトレーディング業務につきましては、市場リスク管理の基本的な事項を定め管理運営しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出されたリスク上限の範囲内で、全社市場リスク上限を取締役会で設定しております。さらに、その上限の範囲内で、市場リスク委員会におきまして、自己ポジションを保有する所管部署ごとに、各所管部署ごとの予算・収益状況を勘案しつつVaR(バリュー・アット・リスク)ベースのポジション枠を設定して市場リスクを制限し、また、所管部署ごとに期中・月中ロスリミット及びその警戒ラインを設定し損失の拡大を未然に防止するとともに、社内規程を整備するなど、リスク管理全般に係る機能強化を図り、過度なリスクテイクを牽制する管理体制を構築しております。

トレーディング業務を行う部署において保有するポジションに対する市場リスクの管理手法としましては、ヒストリカルシミュレーション法によるVaR(信頼区間99%、保有期間10日、観測期間750日)による管理を採用し、VaRに加えてストレス値(保有期間1日及び10日、観測期間750日)も計測するとともに、保有期間1日のVaRと日次損益のバックテストも定期的を実施しております。

また、流動性が低いために市場の混乱時などに取引できなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクを負うポジションを保有する所管部署につきましては、市場流動性リスク上限を設定して管理しております。

設定・配分された所管部署ごとのリスク枠、ロスリミットの使用状況、及び損益の状況や、ストレステスト値、市場流動性リスクポジションの状況等は、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場リスク委員会で市場リスクの管理状況等の分析及び総括的な報告が行なわれております。さらに、取締役会においても、毎月、市場リスクの管理状況につきまして報告が行なわれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
東海東京証券株式会社のトレーディング業務の市場リスク量(損失額の推計値)	214百万円	217百万円

(注) VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉出来ない場合があります。

信用リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づき、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定められた限度枠の範囲内に収めるように管理しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出されたリスク上限の範囲内で、全社与信リスク上限を取締役会で設定するとともに、その上限の範囲内におきまして、市場リスク委員会にて商品別に与信リスク枠を設定し管理しております。さらに、取引相手先ごとにも取引先別与信リスク枠を設定し管理しております。取引先別与信リスク枠の設定に際しましては、リスク管理部署において個別案件ごとに取引先の財務内容等を審査し、取引先の自己資本、あるいは東海東京証券株式会社の自己資本等を勘案して与信枠の設定や取引の可否と与信枠決裁権限に従い決定し、定期的な見直しも行っております。

また、取引約定後の与信残高の管理は、取引先担当部店が関係部署と協力し、取引先の財務資料の定期的な徴求や日頃の営業活動を通じ、取引先の信用状態の変化を把握しております。リスク管理部署は、取引先の信用状態が悪化したときには、関係部署と協議し、承認済みの与信枠内で新規取引の停止や与信枠の減額、取引条件の変更、担保徴求などの保全手段の確保等の対応を指示しております。

与信リスク額の算出につきましては、商品特性に応じて、カレントエクスポージャー方式、あるいはポテンシャルエクスポージャー方式を採用しており、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、信用・オペリスク委員会で与信リスク管理の状況等の分析及び総括的な報告が行なわれております。さらに、取締役会においても、毎月、与信リスクの管理状況につきまして報告が行なわれております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社及び東海東京証券株式会社では、流動性リスク管理規程に基づき、適切な資金繰りリスク管理態勢の基本事項を定め運営しております。

当社では、資金調達に係る流動性リスクの認識と評価において資金調達に影響を及ぼすと考えられる自社の株価、風評等の情報を収集・分析して対応策を策定したうえ、資金繰りリスクの管理にあたっては、連結子会社の業務内容を踏まえ、当該連結子会社の資金繰りの悪化が当社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行うこととしております。

また、東海東京証券株式会社では、資金繰り管理の適切性等を確保するため、資金繰り管理部署は、調達・運用に関する日々の各種資金繰り管理状況等をもとに資金繰りの状況を正確に把握し、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、月次・四半期末等の資金繰りの見通しを策定して管理を行っており、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に毎月報告がなされております。また、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じた管理を行い、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、その情報は取締役会等に報告がなされております。

なお、支払準備資産及び資金調達手段の確保等について資金繰り管理部署は、資金繰り逼迫度(平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段や、決済等に対する支払準備資産を確保するとともに、国内外において即時売却可能、あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格等に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	48,857	48,857	
(2) 預託金	23,288	23,288	
(3) 商品有価証券等(資産)	200,738	200,738	
(4) 信用取引資産	31,817	31,817	
(5) 有価証券担保貸付金	269,568	269,568	
(6) 短期差入保証金	7,948	7,948	
(7) 投資有価証券	6,292	6,292	
資産計	588,510	588,510	
(1) 商品有価証券等(負債)	87,628	87,628	
(2) 約定見返勘定	33,676	33,676	
(3) 信用取引負債	19,074	19,074	
(4) 有価証券担保借入金	153,667	153,667	
(5) 預り金	18,588	18,588	
(6) 受入保証金	5,481	5,481	
(7) 短期借入金	142,328	142,328	
(8) 短期社債	10,000	10,000	
(9) 1年内償還予定の社債	6,203	6,203	
(10) 未払法人税等	8,022	8,022	
(11) 社債	1,924	1,924	0
(12) 長期借入金	3,760	3,760	
負債計	490,355	490,355	0
デリバティブ取引(資産)	2,803	2,803	
デリバティブ取引(負債)	6,327	6,327	
デリバティブ取引計	9,131	9,131	

(*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)預託金、(4)信用取引資産～(6)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(7)投資有価証券

時価の算定方法は、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

負債

(1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(2)約定見返勘定～(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11)社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12)長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式		6,436
その他有価証券	株式(非上場)	3,468
	その他	1,719
合計		11,625

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(7)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,608			
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの(国債)		10		
合計	1,608	10		

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
信用取引借入金	17,065				
有価証券貸借取引受入金	38,909				
現先取引借入金	114,758				
短期借入金	142,248				
短期社債	10,000				
社債	6,203		1,724		200
長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	80	80	3,680		
合計	329,264	80	5,404		200

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	39,529	39,529	
(2) 預託金	27,308	27,308	
(3) 商品有価証券等(資産)	222,695	222,695	
(4) 信用取引資産	49,312	49,312	
(5) 有価証券担保貸付金	218,475	218,475	
(6) 短期差入保証金	15,957	15,957	
(7) 投資有価証券	7,322	7,322	
資産計	580,600	580,600	
(1) 商品有価証券等(負債)	71,969	71,969	
(2) 約定見返勘定	42,284	42,284	
(3) 信用取引負債	16,746	16,746	
(4) 有価証券担保借入金	119,926	119,926	
(5) 預り金	18,435	18,435	
(6) 受入保証金	13,987	13,987	
(7) 短期借入金	132,296	132,296	
(8) 短期社債	7,800	7,800	
(9) 1年内償還予定の社債	24,155	24,155	
(10) 未払法人税等	5,620	5,620	
(11) 社債	5,100	5,100	0
負債計	458,323	458,323	0
デリバティブ取引(資産)	1,502	1,502	
デリバティブ取引(負債)	4,623	4,623	
デリバティブ取引計	6,125	6,125	

(*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)預託金、(4)信用取引資産～(6)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(7)投資有価証券

時価の算定方法は、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

負債

(1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(2)約定見返勘定～(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11)社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式		8,194
その他有価証券	株式(非上場)	3,490
	その他	2,335
合計		14,021

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(7)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,152			
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの(国債)		10		
合計	2,152	10		

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
信用取引借入金	14,753				
有価証券貸借取引受入金	15,668				
現先取引借入金	104,258				
短期借入金	132,296				
短期社債	7,800				
社債	24,155	5,100			
長期借入金		200			
合計	298,933	5,300			

(有価証券関係)

1 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

前連結会計年度(平成25年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	6,647	745	4,646	487
債券	177,888	2,076	82,981	558
受益証券等	16,201	809	0	0

当連結会計年度(平成26年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	27,538	304	4,735	152
債券	170,379	1,326	67,234	13
受益証券等	24,776	1,924		

2 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

3 その他有価証券の時価等

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	3,694	1,512	2,181
	債券	10	10	0
	国債・地方債等	10	10	0
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	3,704	1,522	2,181
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	2,587	3,130	542
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	2,587	3,130	542
合計	6,292	4,653	1,638	

(注) 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	5,506	2,315	3,190
	債券	10	10	0
	国債・地方債等	10	10	0
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	5,516	2,325	3,190
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,805	2,169	364
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	1,805	2,169	364
合計	7,322	4,495	2,826	

(注) 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,033	155	72
債券			
その他	75		
合計	1,109	155	72

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	518	275	22
債券			
その他	552		
合計	1,070	275	22

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度は、有価証券について60百万円(その他有価証券の株式43百万円、その他16百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度は、有価証券について30百万円(その他有価証券の株式30百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	24,594		79	79
	買建	19,049		73	73
	通貨オプション取引				
	売建	83,294	39,004	5,023	1,070
	買建	32,678	24,957	235	928
	通貨スワップ取引	33,280	23,635	928	928
	為替証拠金取引				
	売建	699		4	4
	買建	682		12	12

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引及び為替証拠金取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	48,452	363	598	598
	買建	24,716		255	255
	通貨オプション取引				
	売建	60,586	33,613	3,518	232
	買建	31,023	20,011	596	398
	通貨スワップ取引	49,778	40,239	180	180
	為替証拠金取引				
	売建	710		7	7
	買建	700		18	18

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引及び為替証拠金取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建				
	買建				
	債券先物取引				
	売建	2,656		0	0
	買建	1,309		0	0
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	122,394	97,141	4,738	4,738
	支払固定・受取変動	133,181	103,897	5,020	5,020
	受取変動・支払変動	8,000	5,800	16	16

(注) 債券先物取引、金利スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	3,581	1,529	0	0
	買建				
	債券先物取引				
	売建	7,753		19	19
	買建	3,303		0	0
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	103,206	72,018	1,673	1,673
	支払固定・受取変動	98,118	66,637	1,889	1,889
	受取変動・支払変動	9,100	8,600	44	44

(注) 金利先物取引、債券先物取引、金利スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	4,883		237	237
	買建	251		9	9
	株価指数オプション取引				
	売建	12,677		1,781	1,036
	買建	12,492		1,775	1,259
	株券オプション取引				
	売建				
	買建	226		6	4
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建				
	買建	228		10	8
	株券店頭オプション取引				
	売建	3,012		214	81
	買建	7,060		1,000	218
	エクイティスワップ取引	3,785	3,248	9	9

(注) 株価指数先物取引、エクイティスワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	24,879		461	461
	買建	839		15	15
	株価指数オプション取引				
	売建	5,596		20	7
	買建	4,432		20	9
	株券オプション取引				
	売建				
	買建	708		25	3
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建				
	買建	1,411		23	17
	株券店頭オプション取引				
	売建	8,039		379	0
	買建	7,930		300	26
	エクイティスワップ取引	425		20	20

(注) 株価指数先物取引、エクイティスワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(4) 時価算定方法

内規による時価算定基準によっており、主な算定方法は以下のとおりです。

種類	算定方法
株券オプション取引、 株価指数オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
為替予約取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
株価指数先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
金利先物取引	金融商品取引所又は外国金融商品取引所が定める清算価格又はこれに準ずる価格
債券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
株券店頭オプション取引、 特約付株券消費貸借取引、 エクイティスワップ取引	金利、配当利回り、ボラティリティー、原証券価格、取引期間等を基に価格算定モデルにより算出した現在価値
通貨オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
金利スワップ取引、 通貨スワップ取引	スワップレート、ボラティリティー等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額、ただし、一定の条件の下に金銭の相互支払が発生あるいは消滅するような取引は、受払いネットの金額の確率分布を勘案した将来価値を現在価値に割引く方法で算出した額
為替証拠金取引	業者等の為替レートで邦貨換算した額

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職給付制度として確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、東海東京証券株式会社は退職給付信託を設定しております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	10,915百万円
年金資産(退職給付信託を含む)	10,068
未積立退職給付債務(+)	846
未認識数理計算上の差異	237
未認識過去勤務債務(債務の減額)	394
連結貸借対照表計上額純額(+ +)	1,478
前払年金費用	
退職給付引当金(-)	1,478

(注) 一部の連結会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用 (注)	628百万円
利息費用	204
期待運用収益	105
数理計算上の差異の費用処理額	190
過去勤務債務の費用処理額	50
退職給付費用(+ + + +)	866
確定拠出年金に係る要拠出額	465
合計(+)	1,331

(注) 簡便法を採用している連結会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

2.0%

(3) 期待運用収益率

2.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(5) 過去勤務債務の額の処理年数

10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によります。)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付制度として主に確定給付企業年金制度を設けているほか、確定拠出制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、東海東京証券株式会社は退職給付信託を設定しております。

また、一部の連結会社は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	10,325 百万円
勤務費用	548
利息費用	206
数理計算上の差異の発生額	114
退職給付の支払額	412
過去勤務費用の発生額	
その他	
退職給付債務の期末残高	10,552

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	10,068 百万円
期待運用収益	196
数理計算上の差異の発生額	1,113
事業主からの拠出額	810
退職給付の支払額	412
その他	
年金資産の期末残高	11,776

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	10,552 百万円
年金資産	11,776
	1,224
非積立型制度の退職給付債務	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,224
退職給付に係る負債	百万円
退職給付に係る資産	1,224
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,224

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	548 百万円
利息費用	206
期待運用収益	196
数理計算上の差異の費用処理額	23
過去勤務費用の費用処理額	50
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	531

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	343 百万円
未認識数理計算上の差異	1,489
合計	1,832

(6) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	63.64%
債券	26.49
一般勘定	5.40
その他	4.47
合計	100.00

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が37.16%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表している。)

割引率	2.00%
長期期待運用収益率	1.95%

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	590 百万円
退職給付費用	67
退職給付の支払額	102
制度への拠出額	
退職給付に係る負債の期末残高	554

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	百万円
年金資産	
非積立型制度の退職給付債務	554
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	554
退職給付に係る負債	554 百万円
退職給付に係る資産	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	554

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	67 百万円
----------------	--------

4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、470百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の人件費	61百万円	79百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第1回新株予約権	第1回第2号新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員4名、従業員13名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与15名、従業員106名、合計143名	当社子会社の執行役員・参与3名、従業員19名、合計22名
株式の種類及び付与数	普通株式 667,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成21年8月31日	平成21年12月29日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成21年8月31日～平成23年8月31日	平成21年12月29日～平成23年12月31日
権利行使期間	平成23年9月1日～平成26年8月31日	平成24年1月1日～平成26年12月31日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員7名、従業員8名及び当社子会社の取締役4名、執行役員20名、従業員144名、合計185名	当社の取締役2名、執行役員・参事8名、従業員9名及び当社子会社の取締役5名、執行役員・参与21名、従業員139名、合計184名
株式の種類及び付与数	普通株式 863,000株	普通株式 1,048,000株
付与日	平成23年1月5日	平成23年9月30日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成23年1月5日～平成25年1月31日	平成23年9月30日～平成25年9月30日
権利行使期間	平成25年2月1日～平成28年1月31日	平成25年10月1日～平成28年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与22名、従業員146名、合計194名	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参与23名、従業員151名、合計200名
株式の種類及び付与数	普通株式 939,000株	普通株式 979,000株
付与日	平成24年9月7日	平成25年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	平成24年9月7日～平成26年9月30日	平成25年9月6日～平成27年9月30日
権利行使期間	平成26年10月1日～平成29年9月30日	平成27年10月1日～平成30年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第1回新株予約権	第1回第2号新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	297,000	42,000

権利確定		
権利行使	241,000	34,000
失効		
未行使残	56,000	8,000

会社名	提出会社	
	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		1,014,000
付与		
失効		
権利確定		1,014,000
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	425,000	
権利確定		1,014,000
権利行使	329,000	838,000
失効		
未行使残	96,000	176,000

会社名	提出会社	
	第4回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	935,000	
付与		979,000
失効	4,000	
権利確定		
未確定残	931,000	979,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

会社名	提出会社	
	第1回新株予約権	第1回第2号新株予約権
新株予約権の名称		
権利行使価格(円)	358	378
行使時平均株価(円)	811	818
付与日における公正な評価単価(円)	84.20	86.69

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	332	249
行使時平均株価(円)	836	873
付与日における公正な評価単価(円)	67.59	53.04

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	275	797
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	53.98	152.07

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社
新株予約権の名称	第5回新株予約権
株価変動性 (注)1	40.12%
予想残存期間 (注)2	3.57年
予想配当 (注)3	12円 / 株
無リスク利率 (注)4	0.18%

(注)1 平成22年2月11日から平成25年9月6日の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成24年3月期から平成25年3月期の平均配当額によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	432百万円	479百万円
未払事業税	644	551
賞与引当金	1,827	1,176
退職給付引当金	2,138	
退職給付に係る負債		1,344
役員退職慰労引当金	58	63
金融商品取引責任準備金	66	101
有価証券評価減	422	302
減損損失	864	840
その他	1,552	1,254
小計	8,008	6,114
繰越欠損金	468	377
繰延税金資産計	8,477	6,492
評価性引当額	2,807	2,541
繰延税金資産合計	5,669	3,950
繰延税金負債		
退職給付信託設定益	1,122	1,122
その他有価証券評価差額金	548	1,222
その他	212	375
繰延税金負債合計	1,883	2,720
繰延税金資産の純額	3,786	1,229

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	2,980百万円	1,948百万円
固定資産 - 繰延税金資産	805	
固定負債 - 繰延税金負債		718

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	38.01%
交際費等の永久差異		0.62
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		6.93
繰越欠損金控除額		0.22
住民税均等割額		0.21
持分変動利益		0.96
持分法による投資利益		1.84
評価性引当額の増減額		0.44
連結の未実現利益調整額等		6.73
所得拡大促進税制特別税額控除		2.00
法定実効税率変更による影響		0.60
その他		0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率		33.73

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が213百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が213百万円増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は274百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)、売却益は44百万円(特別利益に計上)であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は189百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)、売却益は553百万円(特別利益に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高 (百万円)	6,790	6,100
	期中増減額 (百万円)	690	4,452
	期末残高 (百万円)	6,100	1,647
期末時価(百万円)		5,939	1,282

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増減額は賃貸不動産の売却に伴う減少(505百万円)、減価償却費(192百万円)による減少であります。また、当連結会計年度の主な増減額は賃貸不動産の売却に伴う減少(4,339百万円)、減価償却費(117百万円)による減少であります。
- 3 期末の時価は、「不動産鑑定評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
ん。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
ん。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石田 建昭			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 0.10		ストック・ オプション の権利行使	10		
役員	前村 善美			当社 代表取締役 副社長	(被所有) 直接 0.02		ストック・ オプション の権利行使	10		

(注) 平成21年6月26日、平成22年6月29日、平成23年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	461円12銭	528円26銭
1株当たり当期純利益	42円74銭	87円68銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	42円66銭	87円21銭

(注) 1 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、4.46円増加しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	122,397	142,929
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	450	2,466
(うち新株予約権)	(114)	(104)
(うち少数株主持分)	(335)	(2,362)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	121,947	140,462
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	264,459,752	265,896,877

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	11,273	23,243
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	11,273	23,243
普通株式の期中平均株式数(株)	263,765,710	265,101,502
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	472,463	1,416,306
(うち新株予約権)(株)	(472,463)	(1,416,306)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数297個)及び第1回第2号新株予約権(新株予約権の数42個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第5回新株予約権(新株予約権の数979個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	短期社債	平成25年1月4日 ～ 平成26年3月31日	10,000	7,800 (7,800)	0.15 ～ 0.31	無担保社債	平成25年4月4日 ～ 平成26年6月13日
	普通社債	平成25年3月12日 ～ 平成26年3月28日	4,500	27,848 (22,848)	0.30 ～ 0.60	無担保社債	平成25年9月12日 ～ 平成27年4月7日
	米ドル建 普通社債	平成24年11月29日	940 [10,000千 米ドル]		0.70	無担保社債	平成25年5月30日
	他社株転 換条項付 社債	平成24年3月28日 ～ 平成26年3月26日	2,386	1,107 (1,107)	0.10 ～ 22.80	無担保社債	平成25年4月8日 ～ 平成27年3月2日
	ステップ アップ・ コーラブル 債	平成24年4月4日	200	(200) 200	0.50	無担保社債	平成26年4月7日
	コーラブル 債	平成24年10月15日	100	100	0.35	無担保社債	平成27年10月16日
合計			18,127	37,055 (31,955)			

(注) 1 「当期末残高」のうち()内は、1年内償還予定の金額であります。

2 「当期首残高」のうち[]内は、外貨建による金額であります。

3 当社が当連結会計年度中に発行した短期社債の総額は42,200百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は44,400百万円であります。

4 当社が当連結会計年度中に発行した社債の総額は31,035百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は9,978百万円であります。

5 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
31,955	5,100			

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	142,248	132,296	0.31	
1年以内に返済予定の長期借入金	80			
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	3,760	200	1.25	平成28年3月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債(1年以内)				
信用取引借入金	17,065	14,753	0.77	
有価証券貸借取引受入金	38,909	15,668		
現先取引借入金	114,758	104,258		
合計	316,821	267,177		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
200			

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	30,692	50,152	71,700	90,547
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	14,071	21,826	29,446	35,307
四半期(当期)純利益 (百万円)	9,438	14,480	19,381	23,243
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	35.68	54.71	73.17	87.68

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	35.68	19.04	18.47	14.53

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第101期 (平成25年 3月31日)	第102期 (平成26年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,682	2,876
立替金	-	0
短期貸付金	3 13,273	3 32,418
前払費用	3 46	3 46
未収入金	3 5,335	3 4,021
未収収益	3 114	3 154
デリバティブ債権	140	39
繰延税金資産	128	157
流動資産合計	22,722	39,715
固定資産		
有形固定資産		
建物	229	209
構築物	0	0
工具、器具及び備品	340	346
土地	1,258	1,249
無形固定資産		
ソフトウェア	6	3
その他	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	1 9,169	1 10,385
関係会社株式	67,637	67,583
その他の関係会社有価証券	527	341
関係会社長期貸付金	3 25,000	3 25,000
長期差入保証金	3 89	3 70
長期前払費用	4	1
繰延税金資産	150	-
その他	741	732
貸倒引当金	211	205
固定資産合計	104,944	105,720
資産合計	127,666	145,435

(単位：百万円)

	第101期 (平成25年3月31日)	第102期 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期社債	10,000	7,800
1年内償還予定の社債	6,203	3 24,157
リース債務	-	3 2
未払金	3 100	3 143
未払法人税等	5,207	3,147
未払費用	3 253	3 183
預り金	15	15
前受収益	3 319	3 316
賞与引当金	147	184
役員賞与引当金	93	109
デリバティブ債務	3 140	3 46
流動負債合計	22,481	36,106
固定負債		
社債	1,924	5,100
長期借入金	1 200	1 200
退職給付引当金	20	28
繰延税金負債	-	351
リース債務	-	3 8
その他	254	254
固定負債合計	2,398	5,942
負債合計	24,879	42,049
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金		
資本準備金	9,000	9,000
その他資本剰余金	24,012	24,143
資本剰余金合計	33,012	33,143
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	26,789	26,789
繰越利益剰余金	9,952	9,308
利益剰余金合計	36,742	36,097
自己株式	4,207	3,835
株主資本合計	101,547	101,405
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,124	1,875
評価・換算差額等合計	1,124	1,875
新株予約権	114	104
純資産合計	102,787	103,386
負債純資産合計	127,666	145,435

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第101期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第102期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1,207	6,254
関係会社貸付金利息	1,322	1,320
経営指導料	1,372	1,878
営業収益合計	3 3,902	3 9,454
営業費用		
販売費及び一般管理費	1、 3 2,327	1、 3 3,024
金融費用	2 101	2、 3 118
営業費用合計	2,428	3,142
営業利益	1,474	6,311
営業外収益		
受取配当金	293	357
受取家賃	191	193
投資事業組合運用益	1	159
その他	3 30	3 16
営業外収益合計	516	726
営業外費用		
社債発行費	3 4	3 43
投資事業組合運用損	92	39
その他	0	0
営業外費用合計	97	82
経常利益	1,893	6,954
特別利益		
固定資産売却益	-	2
投資有価証券売却益	155	91
関係会社株式売却益	-	996
特別利益合計	155	1,090
特別損失		
固定資産売却損	-	27
固定資産除却損	1	-
投資有価証券売却損	37	2
投資有価証券評価損	16	0
関係会社株式評価損	100	-
特別損失合計	156	30
税引前当期純利益	1,891	8,014
法人税、住民税及び事業税	425	736
法人税等還付税額	53	-
法人税等調整額	105	18
法人税等合計	266	718
当期純利益	1,624	7,296

【株主資本等変動計算書】

第101期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	23,885	32,885	26,789	10,437	37,227	4,402	101,710
当期変動額									
剰余金の配当						2,109	2,109		2,109
当期純利益						1,624	1,624		1,624
自己株式の取得								10	10
自己株式の処分			127	127				205	332
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計			127	127		484	484	194	162
当期末残高	36,000	9,000	24,012	33,012	26,789	9,952	36,742	4,207	101,547

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,213	1,213	114	100,611
当期変動額				
剰余金の配当				2,109
当期純利益				1,624
自己株式の取得				10
自己株式の処分				332
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,338	2,338	0	2,338
当期変動額合計	2,338	2,338	0	2,175
当期末残高	1,124	1,124	114	102,787

第102期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	24,012	33,012	26,789	9,952	36,742	4,207	101,547
当期変動額									
剰余金の配当						7,941	7,941		7,941
当期純利益						7,296	7,296		7,296
自己株式の取得								4	4
自己株式の処分			130	130				376	507
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計			130	130		644	644	372	141
当期末残高	36,000	9,000	24,143	33,143	26,789	9,308	36,097	3,835	101,405

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,124	1,124	114	102,787
当期変動額				
剰余金の配当				7,941
当期純利益				7,296
自己株式の取得				4
自己株式の処分				507
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	751	751	10	740
当期変動額合計	751	751	10	598
当期末残高	1,875	1,875	104	103,386

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価等をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～47年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産及び長期前払費用(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末要支給見積額を計上しております。

なお、退職給付引当金の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保資産の対象となる債務

	第101期 (平成25年3月31日)	第102期 (平成26年3月31日)
担保に供している資産		
投資有価証券	415百万円	475百万円
担保資産の対象となる債務		
長期借入金	200	200

2 保証債務の残高

関係会社の金融機関借入金等に対する債務保証

	第101期 (平成25年3月31日)	第102期 (平成26年3月31日)
東海東京証券香港	19百万円	52百万円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	第101期 (平成25年3月31日)	第102期 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	18,656百万円	36,409百万円
長期金銭債権	25,089	25,070
短期金銭債務	712	540
長期金銭債務		8

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な内訳

	第101期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第102期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
従業員給料	628百万円	793百万円
賞与引当金繰入	147	184
役員賞与引当金繰入	93	109
退職給付費用	10	8
減価償却費	41	34
雑費	236	476

(注) 全額が一般管理費に属するものであります。

2 金融費用の内訳

	第101期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第102期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
社債利息	80百万円	79百万円
デリバティブ損益		14
支払保証料	20	21
支払利息	0	3

3 関係会社との取引高

	第101期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第102期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
関係会社からの営業収益	3,902百万円	9,454百万円
関係会社への営業費用	661	470
関係会社との営業取引以外の取引高	197	81

(有価証券関係)

第101期(平成25年3月31日)

子会社株式(貸借対照表額65,734百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額1,903百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額527百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載していません。

第102期(平成26年3月31日)

子会社株式(貸借対照表額65,609百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額1,974百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額341百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載していません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第101期 (平成25年3月31日)	第102期 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	690百万円	675百万円
関係会社株式	663	663
投資有価証券評価損	226	98
貸倒引当金	75	73
賞与引当金	56	65
その他	591	536
繰延税金資産計	2,302	2,112
評価性引当額	1,421	1,239
繰延税金資産合計	881	872
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	520	1,011
その他	81	54
繰延税金負債合計	602	1,066
繰延税金資産(負債)の純額	278	194

(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	第101期 (平成25年3月31日)	第102期 (平成26年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	128百万円	157百万円
固定資産 - 繰延税金資産	150	
固定負債 - 繰延税金負債		351

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第101期 (平成25年3月31日)	第102期 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等の永久差異	1.95	2.86
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	24.77	29.86
住民税均等割額	0.33	0.08
役員賞与	1.88	0.51
評価性引当額の増減額	1.35	2.42
法定実効税率変更による影響		0.12
臨時特例企業税還付	2.81	
その他	0.88	0.34
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.11	8.96

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

これに伴う、当事業年度末における繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び当事業年度における損益への影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

(退職給付企業年金制度の移管について)

当社は、平成26年4月1日をもって持株会社を中心とした、より効率的なグループ運営を目的に、東海東京証券株式会社従業員の当社への転籍を受け入れております。当該転籍に伴い、東海東京証券株式会社の確定給付企業年金制度について両社を主体とする連合型へ移行するとともに、当社への年金資産及び退職給付債務の移管並びに当社における退職給付信託の設定を実施しております。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)を適用し、翌事業年度に年金資産及び退職給付債務の移管に伴う特別損失として119百万円を計上する見込みであります。

また、退職給付信託の設定に伴う特別損失として73百万円を計上する見込みであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	834	5	6	24	833	623
	構築物	7			0	7	7
	工具、器具 及び備品	356	43	34	3	365	18
	土地	1,258		9		1,249	
	計	2,456	48	49	27	2,455	649
無形 固定資産	ソフト ウエア	13			2	13	9
	その他	0			0	0	0
	計	14			2	14	9

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	211		6	205
賞与引当金	147	184	147	184
役員賞与引当金	93	109	93	109

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒懸念債権の回収による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで												
定時株主総会	6月中												
基準日	3月31日												
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日												
1単元の株式数	100株												
単元未満株式の買取り・買増し													
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部												
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社												
取次所													
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額												
公告掲載方法	「当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社及び中日新聞社に掲載しておこなう。」 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.tokai.tokyo-fh.jp												
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主を対象として、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフト形式です。 <table border="1" data-bbox="496 1155 1302 1406"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上1,000株未満</td> <td>500円相当の優待商品</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上3,000株未満</td> <td>2,000円相当の名産品等を一点</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上5,000株未満</td> <td>2,000円相当の名産品等を二点</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上10,000株未満</td> <td>5,000円相当の名産品等を一点</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td>5,000円相当の名産品等を二点</td> </tr> </tbody> </table>	保有株式数	優待商品	100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品	1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点	3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点	5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点	10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点
保有株式数	優待商品												
100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品												
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点												
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点												
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点												
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点												

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、 その確認書	事業年度 (第101期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第101期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及びその確認書	第102期第1四 半期報告書	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月13日 関東財務局長に提出。
	第102期第2四 半期報告書	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月8日 関東財務局長に提出。
	第102期第3四 半期報告書	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月10日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 (株主総会における議決権行使の結果)		平成25年6月28日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書 (ストックオプション制度に伴う新株予約権発行)		平成25年8月26日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書(特定子会社の異動)		平成25年11月22日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書の 訂正報告書	平成25年8月26日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書		平成25年9月6日 関東財務局長に提出。
(6) 発行登録書(社債)及び その添付書類			平成26年2月7日 関東財務局長に提出。
(7) 発行登録追補書類(社債) 及びその添付書類			平成26年2月17日 関東財務局長に提出。
			平成26年3月7日 関東財務局長に提出。
			平成26年4月4日 関東財務局長に提出。
			平成26年5月2日 関東財務局長に提出。
			平成26年5月30日 関東財務局長に提出。
(8) 訂正発行登録書	平成26年2月7日提出の発行登録書にかかる訂正発行登録書		平成26年2月10日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 圭 祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 裕 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 晴 久

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。